

第3期豊郷町子ども・子育て支援事業計画

豊郷町 子ども・子育て 陽だまりプラン

計画期間 令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

令和7年3月

豊郷町

目次

第1章	はじめに.....	1
1.	計画策定の趣旨.....	1
2.	「こども大綱」について.....	3
3.	国の基本指針について.....	4
4.	児童福祉法等の改正について.....	5
5.	次世代育成支援対策推進法にかかる行動計画策定指針の改正について.....	5
6.	計画の位置付け.....	6
7.	計画期間.....	6
8.	計画の対象.....	6
9.	計画の策定体制.....	6
第2章	子ども・子育てを取り巻く状況.....	7
1.	本町の人口の推移と割合.....	7
2.	人口構造.....	8
3.	出生の状況.....	9
4.	自然増減と社会増減.....	10
5.	婚姻の状況.....	11
6.	子どものいる世帯の状況.....	12
7.	女性の就労状況.....	14
8.	本町の人口予測.....	15
9.	子どもの人口推計.....	16
第3章	教育・保育事業および各サービス等の状況.....	18
1.	幼児教育・保育施設の状況.....	18
2.	学童保育所の状況.....	20
3.	小・中学校の状況.....	21
4.	乳幼児健康診査の状況.....	22
5.	妊婦健康診査の状況.....	22
6.	健康相談事業の状況.....	22
7.	経済的支援の状況.....	23
第4章	調査結果について.....	24
1.	回答者.....	24
2.	主な調査結果.....	25
3.	調査結果から見える傾向と課題.....	41

第5章 第2期計画の総括.....	43
1. 幼児教育・保育.....	43
2. 地域子ども・子育て支援事業.....	44
3. 第2期計画の施策評価.....	50
4. 計画策定に向けた視点.....	55
第6章 基本理念と施策体系.....	57
1. 基本理念.....	57
2. 基本目標.....	58
3. 施策体系.....	59
第7章 施策の展開.....	60
基本目標1 全ての子どもの成長を支える家庭・地域・学校の充実.....	60
基本目標2 家庭と仕事の両立、子育て支援の充実.....	65
基本目標3 安心して子育てできる社会環境づくり.....	69
第8章 量の見込みと確保方策.....	76
1. 教育・保育および子育て支援サービスの提供区域.....	76
2. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策.....	77
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	79
第9章 計画の推進について.....	88
1. 計画の推進体制.....	88
2. 計画の点検・評価・改善.....	88
資料編.....	89
1. 豊郷町子ども・子育て会議条例.....	89
2. 豊郷町子ども・子育て会議委員名簿.....	91
3. 用語の解説.....	92
4. 計画策定の経緯.....	94

第1章 はじめに

1. 計画策定の趣旨

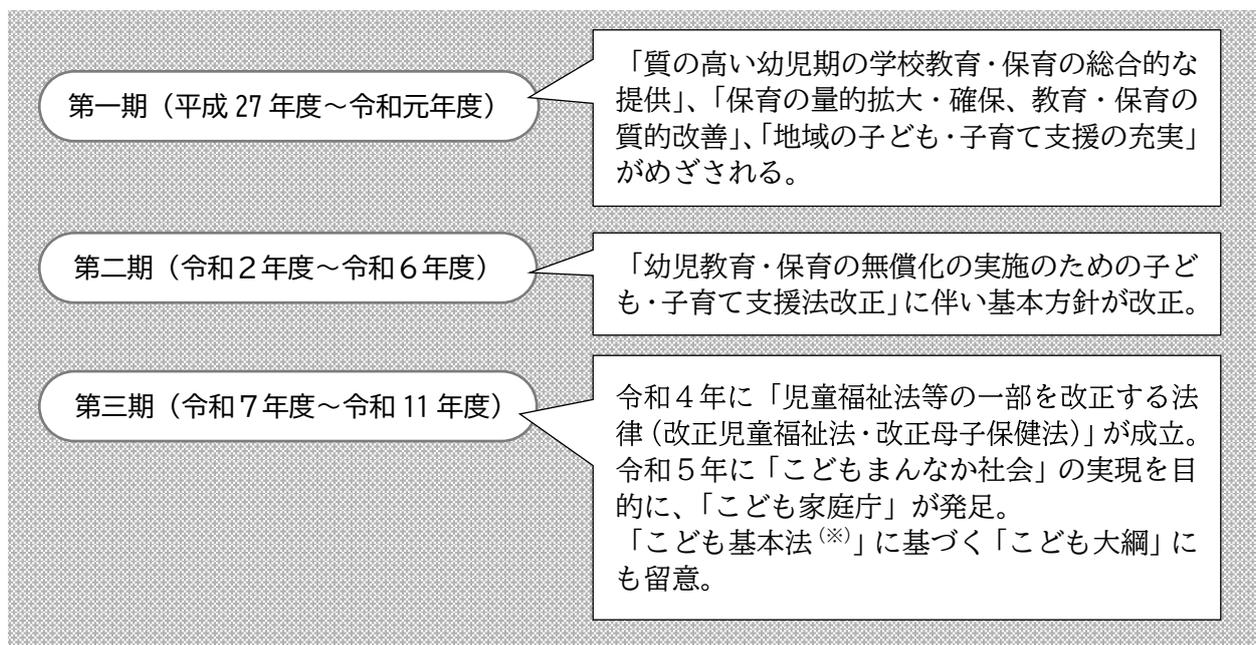
少子化対策や子ども・子育て施策に関する近年の国の動向を振り返ると、平成15年には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、その中で次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策についての基本理念が定められました。また、同年には「少子化社会対策基本法」が成立し、平成16年12月に「子ども・子育て応援プラン」が策定されました。

平成27年には、平成24年に成立した「子ども・子育て関連3法^(※)」に基づいて、「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。そして、量と質の両面から子育てを社会全体で支えることを目的とした「子ども・子育て支援新制度」を推進するため、平成27年度から法定計画として、全国の都道府県および市町村において「子ども・子育て支援事業計画」が策定されています。

「子ども・子育て支援事業計画」の主な目的は、5年間の計画期間において、幼稚園、保育所、認定こども園等の就学前の子どもが利用する「教育・保育事業」や「地域子ども・子育て支援事業」の需要量の見込みと、供給体制の確保の内容および実施時期を定めることです。このため、各自治体においては、基礎調査や地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえ、実態に即した方法によるニーズ把握と見込量の設定を行うことが期待されています。

本町では、平成27年度からは「豊郷町子ども・子育て陽だまりプラン」、令和2年度からは「第2期豊郷町子ども・子育て陽だまりプラン」（以下、「第2期計画」とする。）を施行し、令和7年度からは「第3期豊郷町子ども・子育て陽だまりプラン」（以下、「本計画」とする。）によって各種子育て支援策の充実を図ります。

◆ 「子ども・子育て支援事業計画」のこれまでの流れ◆



《近年の子ども・若者をめぐる動き》

年	近年の主な動き
平成15（2003）年	次世代育成支援対策推進法の公布（7月16日） 少子化社会対策基本法の公布（7月30日） 少子化社会対策基本法の施行（9月1日）
平成16（2004）年	「子ども・子育て応援プラン」の策定（12月24日） （少子化社会対策大綱の具体的実施計画）
平成17（2005）年	次世代育成支援対策推進法の施行（4月1日） （令和6年通常国会に提出された改正法案が可決・成立し、令和17年3月まで延長。）
平成22（2010）年	子ども・若者育成支援推進法の施行（4月1日）
平成24（2012）年	子ども・子育て関連三法の公布（8月22日）
平成26（2014）年	子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行（1月17日） 子供の貧困対策に関する大綱の閣議決定（8月29日）
平成27（2015）年	子ども・子育て関連三法の施行（4月1日） 子ども・子育て支援新制度の施行（4月1日）
平成28（2016）年	改正子ども・子育て支援法の施行（4月1日）
平成29（2017）年	「子育て安心プラン」の公表（6月2日）
令和2（2020）年	第4次少子化社会対策大綱の閣議決定（5月29日） 新子育て安心プランの公表（12月21日）
令和3（2021）年	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～の閣議決定（12月21日）
令和4（2022）年	こども基本法の公布（6月22日）
令和5（2023）年	こども基本法の施行（4月1日） 改正子ども・子育て支援法の施行（4月1日） 改正子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行（4月1日） こども家庭庁設置法の施行（4月1日） 改正子ども・若者育成支援推進法の施行（4月1日） こども大綱の閣議決定（12月22日）
令和6（2024）年	改正児童福祉法の施行（4月1日） 改正子ども・子育て支援法の公布（6月12日） こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律の施行（9月25日）
令和8（2026）年	改正子ども・子育て支援法の施行（10月1日）

2. 「こども大綱」について

令和3年12月、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えるとして、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設することとされました。

令和4年6月、「こども基本法」が成立・公布、令和5年4月1日に施行され、同日、こども家庭庁が発足されました。そして、令和5年12月、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、6つの基本的な方針を掲げて、子どもに対するライフステージ^(※)別の支援や子育て当事者への支援、子ども施策の基盤整備等を進める旨が示されています。

◆「こどもまんなか社会」とは◆

全ての子ども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のこと。

◆「こども大綱」の基本的な方針◆

1. 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
2. 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
3. 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
4. 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
5. 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路^(※)（あいろ）の打破に取り組む
6. 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

3. 国の基本指針について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針は、「子ども・子育て支援事業計画」において、教育・保育の提供体制の確保および地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項ならびに計画の記載事項等を定め、それにより教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備その他法に基づく業務の円滑な実施が計画的に図られるようにすること等を目的としています。

第三期の「子ども・子育て支援事業計画」策定に伴う基本指針の主な改正点は以下のようになっています。

■主な改正点

○妊婦等包括相談支援事業について

新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針中の所要の箇所に規定するとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準を設定する。

○児童発達支援センター等に関する事項について

障がい児支援の体制を整備するにあたり関係者が連携・協力して地域社会への参加および包摂（インクルージョン^(※)）を推進すること、地域の関係機関と連携し強度行動障害や高次脳機能障害を有する児への支援体制の整備を行うことを規定する。また、市町村が子ども・子育て支援を行うにあたり開催する連携会議の構成員に子育て支援に関わる関係機関として児童発達支援センターを加える。

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

新たに定義した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針に位置付け等を行う。

○経営情報の継続的な見える化について

教育・保育等情報および特定教育・保育施設設置者等の経営情報の継続的な見える化について、基本指針に位置付け等を行う。

○産後ケア事業について

新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。

4. 児童福祉法等の改正について

国においてこれまで児童虐待防止や各種の地域子ども・子育て支援事業が推進されてきましたが、児童等に対する家庭および養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、令和6年4月1日に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行されました。本計画策定に関わる主な改正内容は以下のようになっています。

■主な改正点

- ◎要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加
- ◎市町村における児童福祉および母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化
- ◎子ども家庭福祉分野の認定資格創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実等
- ◎地域子ども・子育て支援事業に新たに創設された①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業にかかる量の見込みと確保方策の設定

5. 次世代育成支援対策推進法にかかる行動計画策定指針の改正について

次世代育成支援対策推進法は急速な少子化の進行等にかんがみ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に向けて定められました。平成17年4月に施行、令和7年3月までの時限法でしたが、令和6年通常国会に提出された改正法案が可決・成立し、令和17年3月まで延長されました。今回の法改正を踏まえた内閣府令の制定および行動計画策定指針の改正は次のようになっています（令和6年10月31日公布、令和7年4月1日施行）。

■主な改正点

- ◎「男性の育休取得率や勤務時間に関する数値目標の設定」および「PDCAサイクルの実施」を義務付け
- ◎次世代育成支援行動計画の内容について、こども計画策定の際に勘案されるこども大綱の記述と重なる部分が多く、各自治体がこども計画との一体策定する際に、無用の混乱を招く可能性があることから、こども基本法の基本理念やこども大綱の基本的方針を踏まえた記載に修正

6. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。第 5 次総合計画等の上位計画や関連計画と整合性のとれた内容とします。

また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく次世代育成支援行動計画については、全ての子どもと子育て家庭を対象として、本町が推進する子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定します。

7. 計画期間

計画期間は、令和 7 年度～令和 11 年度の 5 年間とします。ただし、計画期間中であっても、国や県の動向等により見直しが必要となった場合は、適宜修正を行うこととします。

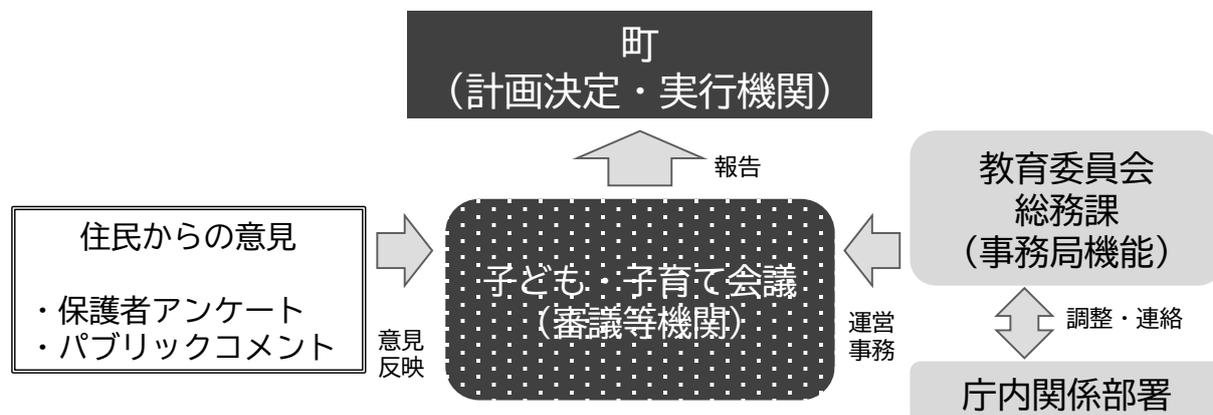
令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第 2 期豊郷町子ども・子育て陽だまりプラン 令和 2 (2020) ～令和 6 (2024) 年					第 3 期豊郷町子ども・子育て陽だまりプラン 令和 7 (2025) ～令和 11 (2029) 年				

8. 計画の対象

本計画における「子ども」とは、乳幼児からおおむね 18 歳までの者とし、町内の全ての子どもと子育て家庭、妊婦を対象とします。

9. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 72 条に定められている「豊郷町子ども・子育て会議」を設置し、子育て当事者や関係機関等の意見を反映しながら、計画の内容について審議しました。

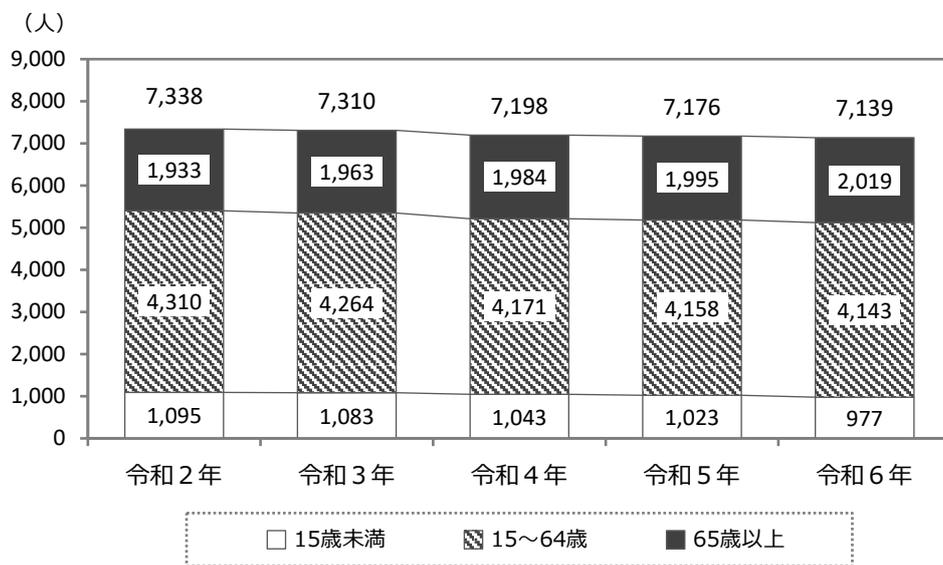


第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1. 本町の人口の推移と割合

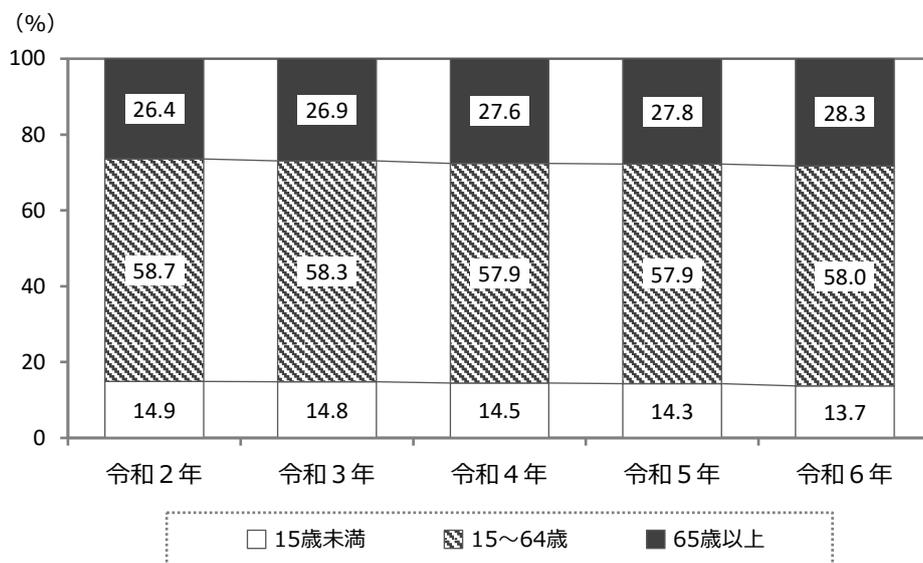
令和6年4月1日現在、本町の総人口は7,139人です。近年、老年人口（65歳以上）は増加傾向で進行しており、年少人口（15歳未満）および生産年齢人口（15～64歳）は微減で推移しています。総人口の減少に伴い、生産年齢人口の割合はほぼ横ばいで推移していますが、年少人口の割合はゆるやかに減少しています。

◆総人口および三区分別人口の推移◆



資料：住民基本台帳（4月1日現在）

◆三区分別人口割合の推移◆

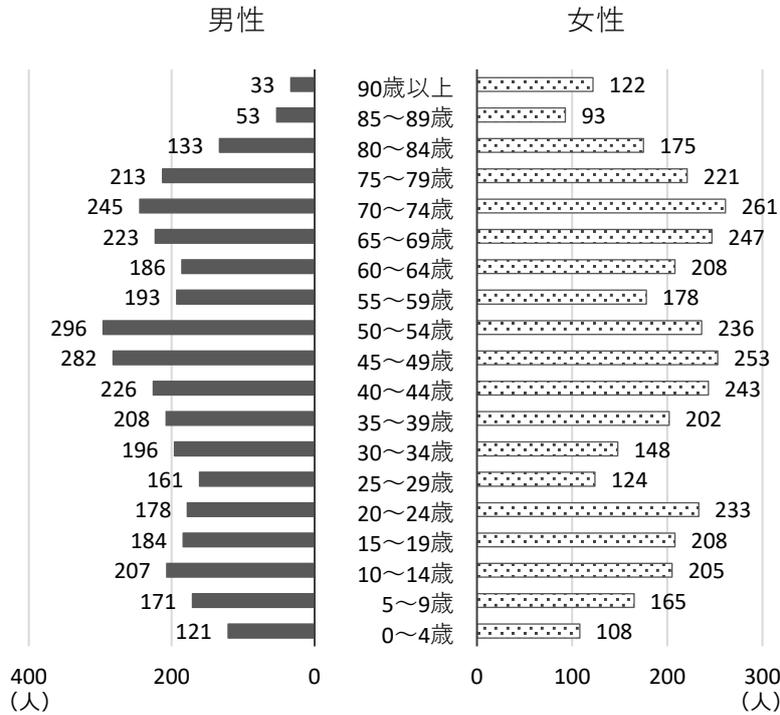


資料：住民基本台帳（4月1日現在）

2. 人口構造

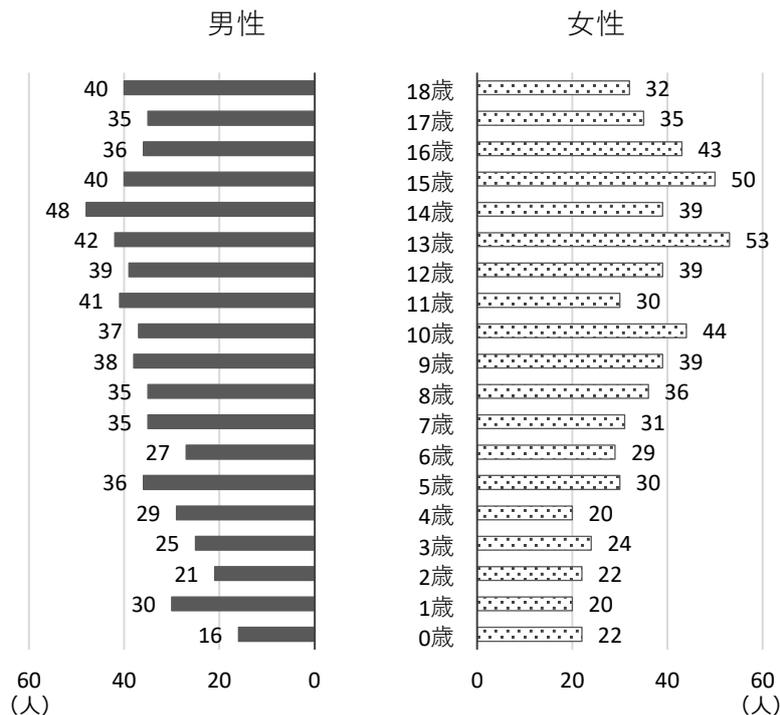
全体では、45～54歳と65～79歳の人口が多く、0～9歳、25～29歳、80歳以上の人口は少なくなっています。また、18歳以下の1歳階級で見ると、年齢ごとに増減はあるものの、年齢が下がるほど人口が少ない傾向にあることがうかがえます。

◆人口ピラミッド（5歳階級別）◆



資料：住民基本台帳（令和6年4月1日時点）

◆人口ピラミッド（18歳以下の1歳階級別）◆

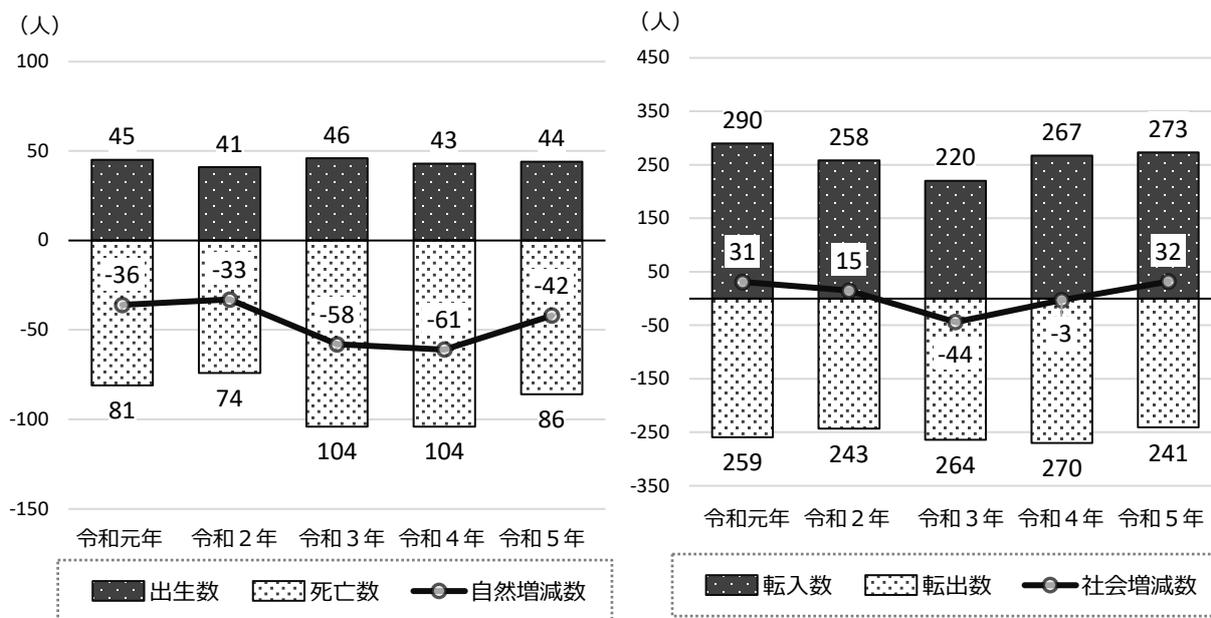


資料：住民基本台帳（令和6年4月1日時点）

4. 自然増減と社会増減

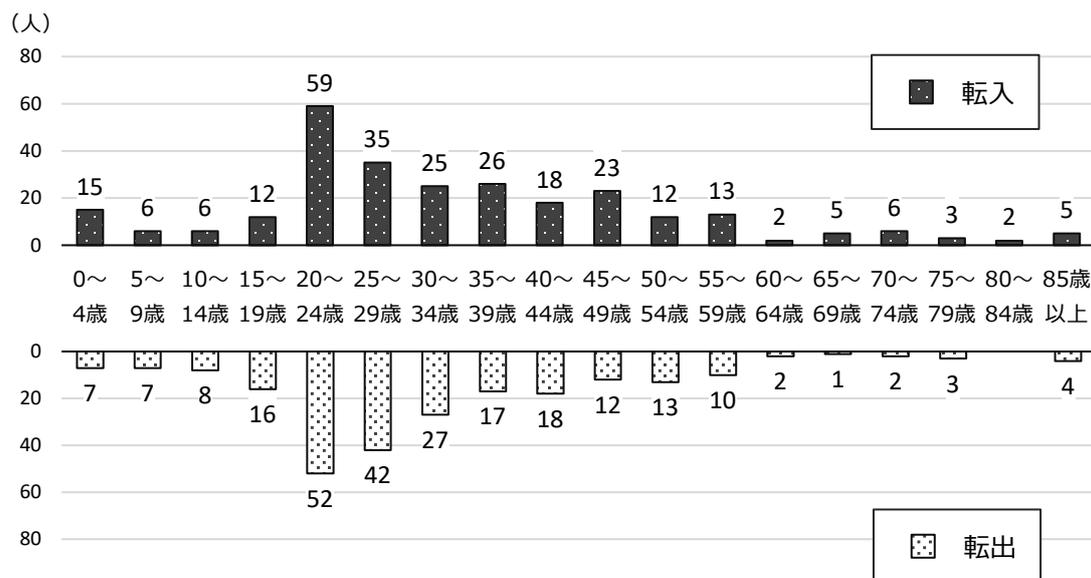
自然増減（出生数と死亡数の差）は減少で推移しており、その要因として出生数の減少と高齢化による死亡数の増加が考えられます。社会増減（転出数と転入数の差）は年により増減が見られますが、令和5年は転入者が転出者を上回る社会増となつています。

◆自然増減と社会増減の推移◆



資料：住民基本台帳および住民基本台帳人口移動報告

◆転入と転出の比較（5歳階級別）◆

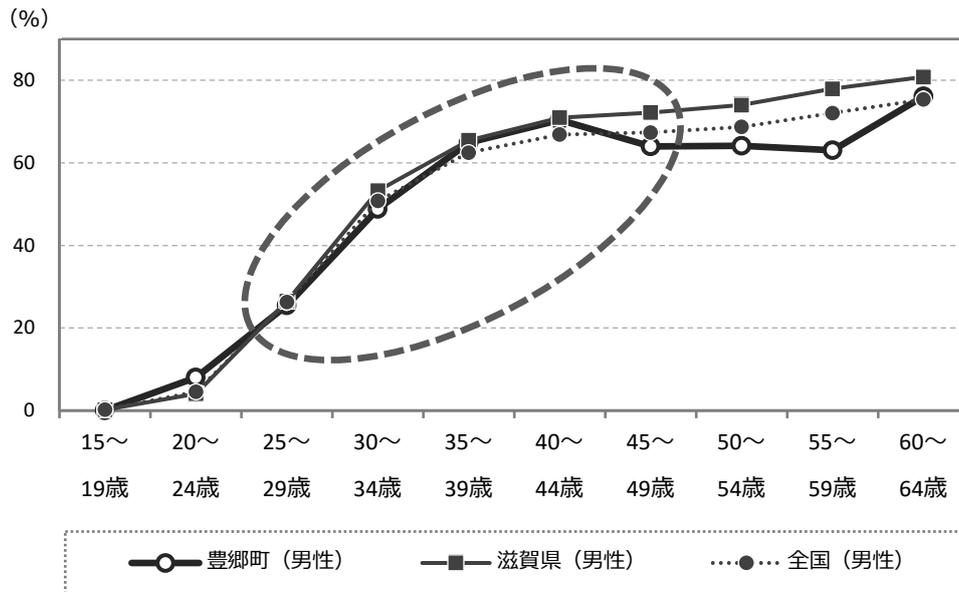


資料：住民基本台帳人口移動報告（令和5年）

5. 婚姻の状況

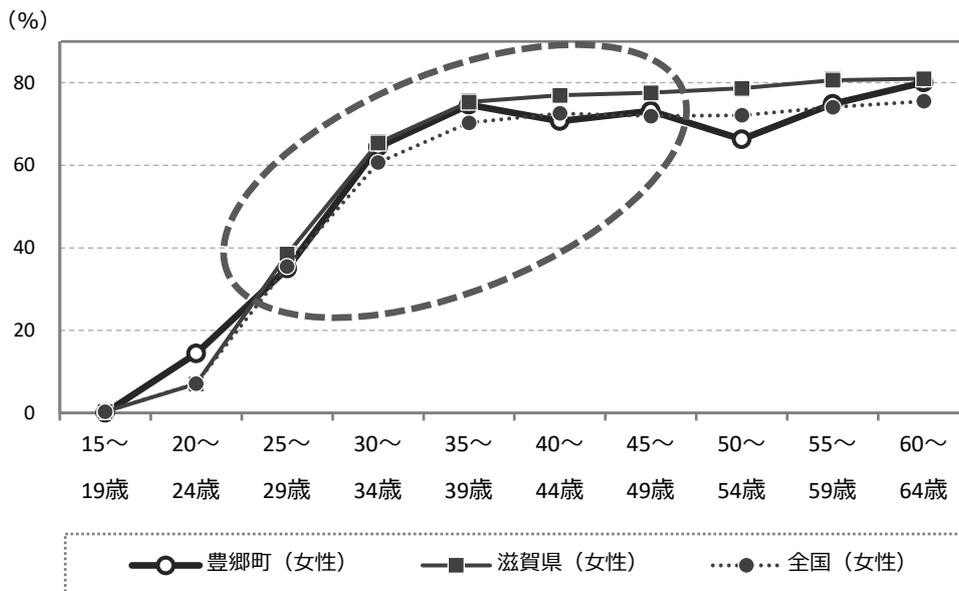
婚姻の状況を示す有配偶率について、子を産み育てられる世代（主に25～49歳）で見ると、男女ともに県を下回っているものの、全国と比べて、男性では35～44歳、女性では30～39歳・45～49歳で高くなっています。

◆有配偶率（男性）◆



資料：国勢調査（令和2年）

◆有配偶率（女性）◆

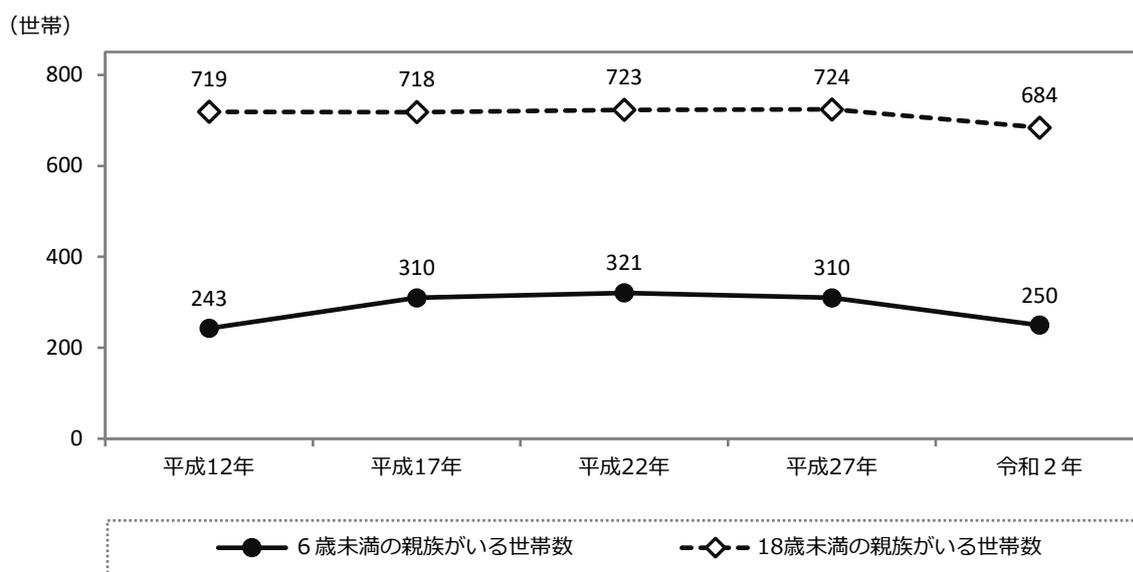


資料：国勢調査（令和2年）

6. 子どものいる世帯の状況

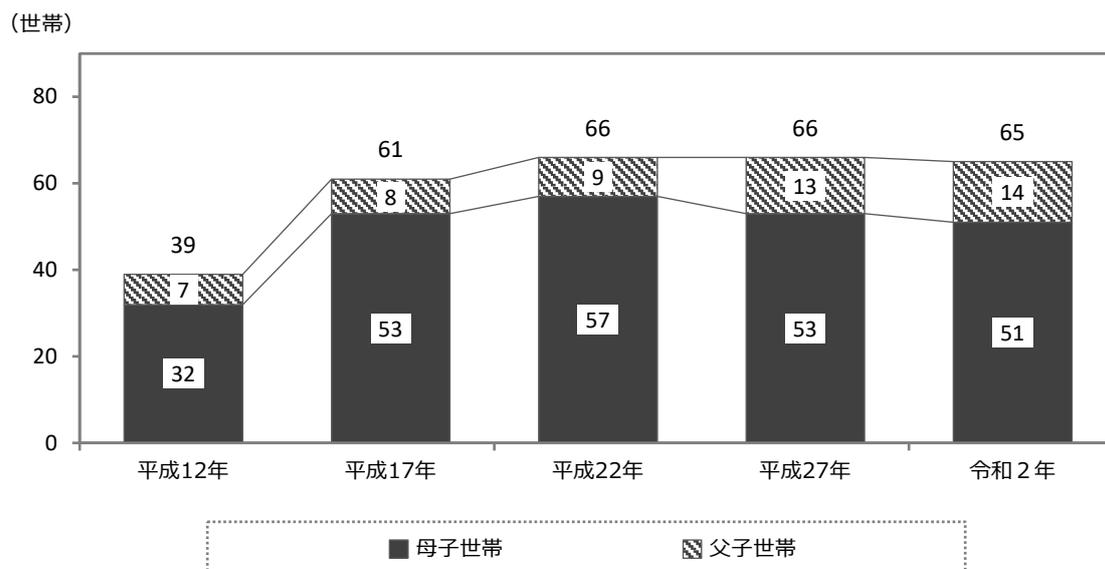
子どものいる世帯数は、減少傾向で推移しています。また、ひとり親世帯数は平成17年以降、ほぼ横ばいで推移しています。

◆子どものいる世帯数◆



資料：国勢調査

◆ひとり親世帯数◆

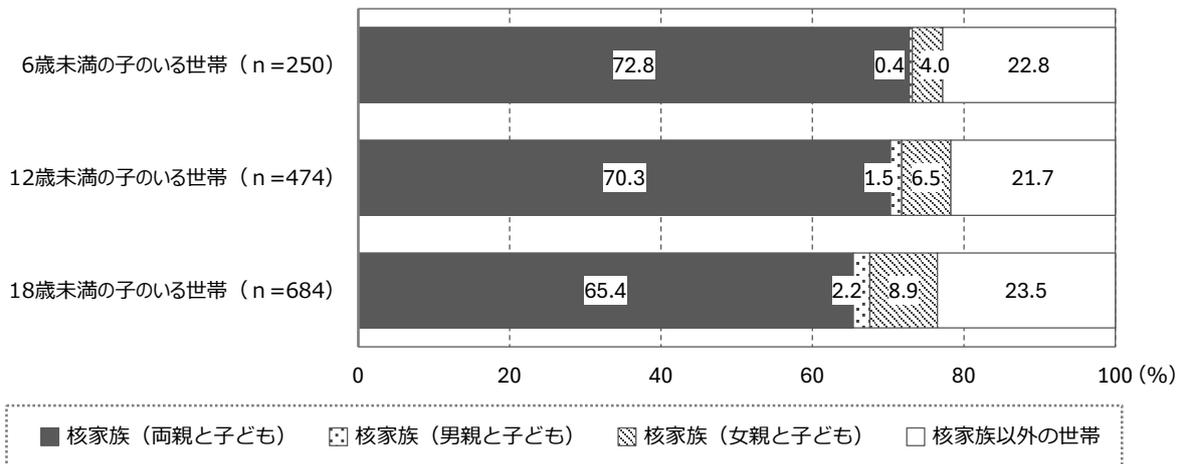


資料：国勢調査

令和2年の子どもがいる世帯の家族形態を見ると、「核家族^(※)以外の世帯」の割合は2割程度で、「核家族」の形態が半数以上を占めています。

また、6歳未満の子がいる世帯では4.4%、18歳未満の子がいる世帯では11.1%がひとり親世帯となっています。

◆子どものいる世帯の家族形態◆

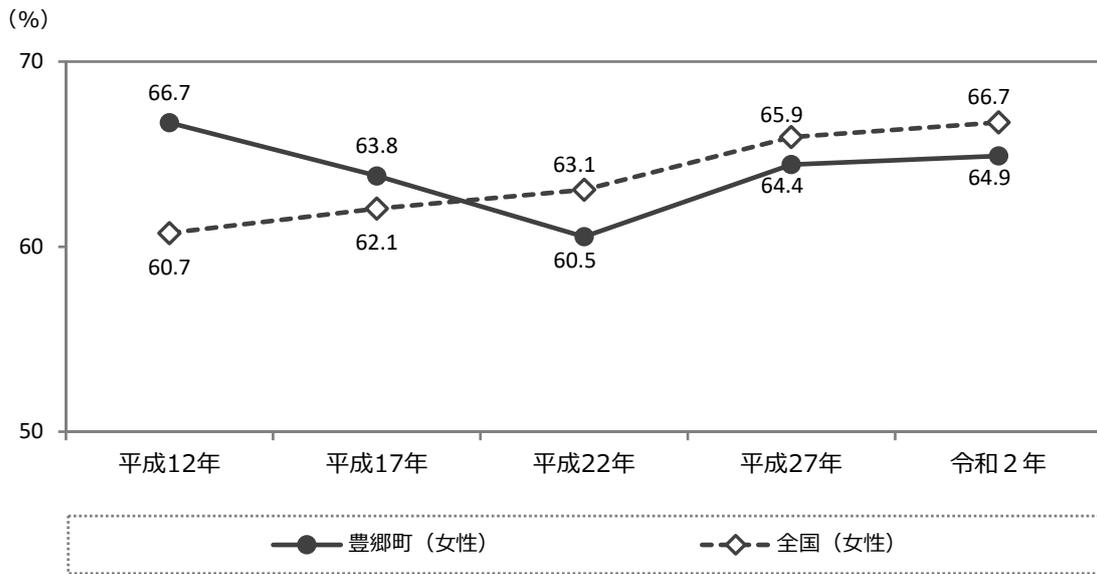


資料：国勢調査（令和2年）

7. 女性の就労状況

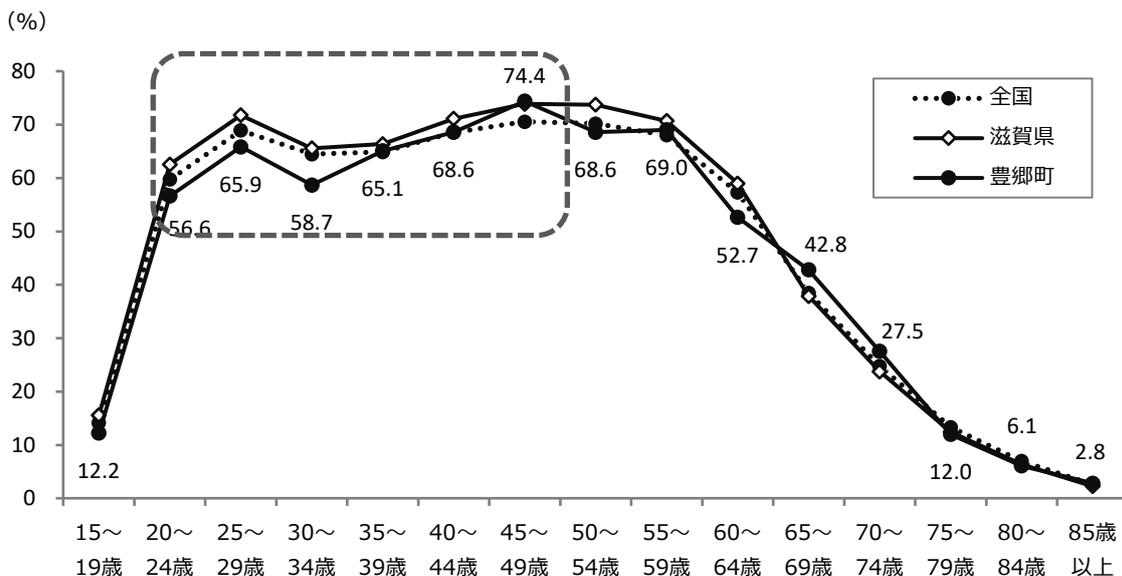
子育て世代（25～44歳）の女性就業率を見ると増加傾向にありますが、近年は全国平均を下回っています。また、令和2年の女性就業率を5歳階級別に見ると、全国および県と比較して、45～49歳、65～74歳、85歳以上の女性の就業率は高くなっているものの、その他の年代は全国または県を下回っている状況です。また、30歳代においては、出産や育児に伴う離職等により就業率が下がる、いわゆる「M字カーブ」が見られます。

◆就業率（女性：25～44歳）◆



資料：国勢調査

◆就業率（女性：5歳階級別）◆

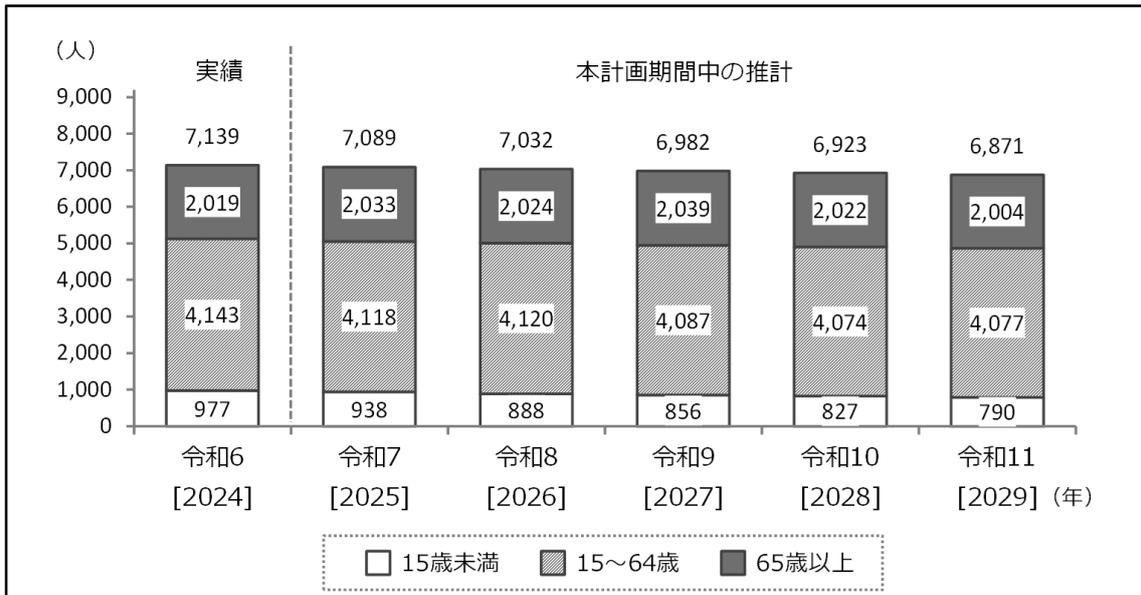


資料：国勢調査（令和2年）

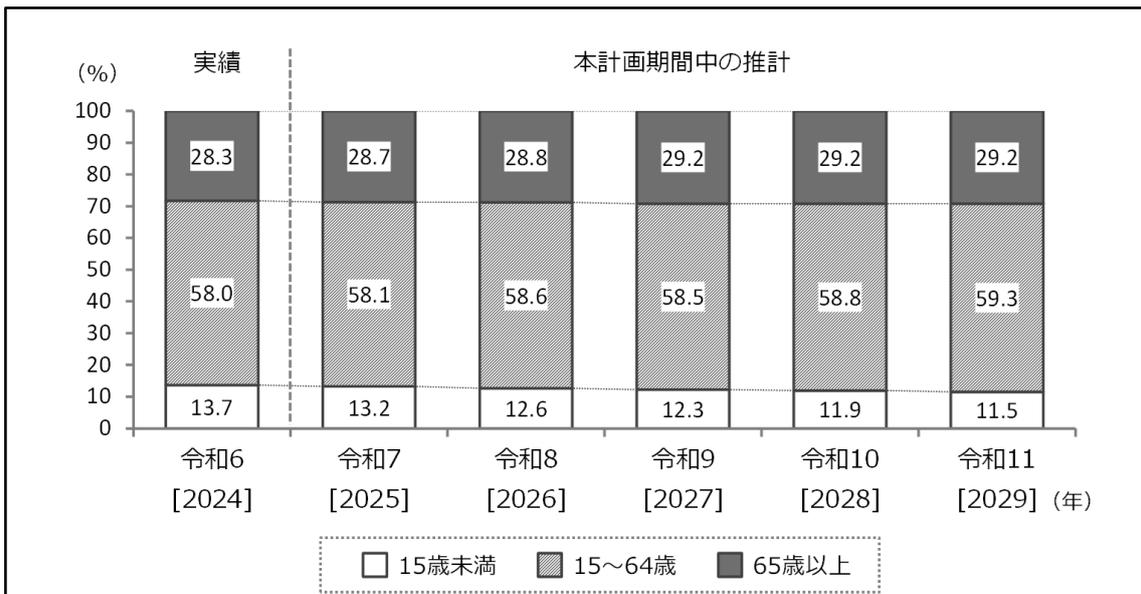
8. 本町の人口予測

本計画策定のために人口推計を実施しました。その結果、総人口は今後減少で推移すると予測されています。ただし、その内訳を見ると、老年人口（65歳以上）、生産年齢人口（15～64歳）は増加しますが、年少人口（15歳未満）は近年の実績からおおむね微減傾向で推移する推計となっています。

◆総人口および三区分別人口の推計◆



◆三区分別人口割合の推計◆



資料：住民基本台帳（令和2～5年は各年4月1日現在、令和6年は5月1日現在）をもとに推計
（コーホート変化率^(※)法）

9. 子どもの人口推計

子ども・子育てに関する事業等の見込量算出の基礎データとして、子どもの人口推計を実施しました。

◆子どもの人口推計（1歳階級別）◆

	実績	本計画期間中の推計				
	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
0歳	38	42	40	40	39	39
1歳	50	39	44	42	42	41
2歳	43	53	41	47	44	44
3歳	49	42	53	40	46	43
4歳	49	52	44	56	43	48
5歳	66	49	52	44	55	43
0～5歳 計	295	277	274	269	269	258
6歳	56	67	49	52	44	56
7歳	66	56	67	49	52	44
8歳	71	66	56	67	49	52
9歳	77	70	65	56	66	48
10歳	81	77	70	65	56	66
11歳	71	81	77	70	65	56
6～11歳 計	422	417	384	359	332	322
12歳	78	70	80	76	69	64
13歳	95	78	71	80	76	69
14歳	87	96	79	72	81	77
12～14歳 計	260	244	230	228	226	210
15歳	90	87	96	79	72	81
16歳	79	89	86	95	78	72
17歳	70	80	91	88	97	80
15～17歳 計	239	256	273	262	247	233
合計	1,216	1,194	1,161	1,118	1,074	1,023

資料：住民基本台帳（令和2～5年は各年4月1日現在、令和6年は5月1日現在）をもとに推計
（コーホート変化率法）

◆本町をめぐる状況◆

人口の推移や人口構造による視点

本町では近年、総人口が減少する中で、高齢者（65歳以上）の増加および65歳未満の人口減少が進んでおり、結果として総人口の約3割を高齢者が占める、超高齢社会となっています。人口構造では、0～9歳の幼児および20歳代後半の子育て世代の人口が少なくなっていますが、平成30年～令和4年の合計特殊出生率の平均は、国・県をやや上回っており、さらなる向上が求められます。

自然増減・社会増減による視点

近年、出生数の低下と高齢化による死亡数の増加から自然動態（出生数と死亡数の差）は減少で推移しています。社会動態（転入数と転出数の差）は年によって増減があるものの、直近3年で見ると、社会増減数は増加傾向で推移しています。令和5年の転入と転出のバランスを年齢区分で見ると、20歳代の転出が最も多く、結婚・就職を機としたものであることが推測できます。これからも、本町に生まれ育った若者が町に留まりやすい子育て環境整備が求められます。

家族構成による視点

子どものいる世帯のうち核家族の割合は6割を超えており、ひとり親世帯への支援も含めて、核家族化を認識した様々な子育て支援を行っていく必要があります。

婚姻や女性の就労状況による視点

婚姻の状態を示す有配偶率について子育て世代（25～49歳）で見ると、男女ともに県を下回っているものの、全国と比べて、男性では35～44歳、女性では30～39歳・45～49歳で高くなっています。

また、女性の就業率について、30歳代でM字カーブがみられるものの、子育て世代の女性の就業率は、平成22年に下げ止まって以降、全国並みの就業率で推移しており、子育て家庭における共働き世帯の増加が見込まれることから、少子化にあっても保育ニーズの高まりを受け止められる体制づくりが必要です。

人口推計による視点

町全体として、18歳未満の人口について令和6年と本計画期間終了の令和11年を比較すると、減少傾向で推移することが見込まれています。今後も、一層子どもを生き育てやすい環境づくりに一層取り組んでいくことが求められます。

第3章 教育・保育事業および各サービス等の状況

1. 幼児教育・保育施設の状況

町には、幼稚園が1か所、保育園が2か所あります。

名称	形態	1号認定 定員（人）	2号認定 定員（人）	3号認定 定員（人）
豊郷幼稚園	公立	120	0	0
愛里保育園	公立	0	60	20
崇徳保育園	私立	0	60	20

（令和6年5月1日現在）

（1）1号認定（3～5歳児／幼稚園の幼稚園機能を利用）

1号認定の利用実績は年々減少傾向にあり、令和6年度では45人となっています。

（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数（実績）	77	67	57	54	45
第2期計画値	75	69	67	70	75

（各年度4月1日現在）

（2）2号認定（3～5歳児／保育園の保育所機能を利用）

2号認定の利用実績は、近年の少子化の影響を受けて微減傾向にあり、令和6年度は113人となっています。

（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数（実績）	122	117	119	108	113
第2期計画値	136	124	122	125	135

（各年度4月1日現在）

(3) 3号認定（0～2歳児／保育園の保育所機能を利用）

3号認定については、実績値の推移は出生数の推移と大きく関わっています。ただし、少子化の中にあっても核家族化や共働き世帯の増加等により保育ニーズが高まっていることが考えられるため、年度ごとの利用実績に関わりなく、引き続き保育体制を整えていく必要が見られます。なお、以下の表では、国の定めにより、0歳児、1歳児、2歳児の区分で表を作成しています。

①3号認定（0歳児）

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数（実績）	5	8	8	3	3
第2期計画値	6	6	6	6	6

(各年度3月1日現在)

②3号認定（1歳児）

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数（実績）	31	19	23	19	23
第2期計画値 （1・2歳児合算）	59	67	66	66	65

(各年度3月1日現在)

③3号認定（2歳児）

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数（実績）	21	15	13	24	18
第2期計画値 （1・2歳児合算）	59	67	66	66	65

(各年度3月1日現在)

2. 学童保育所の状況

学童保育所とは、豊郷小学校および日栄小学校に通う児童のうち、昼間に保護者が仕事等で家にいない子どもを預かり、健全な育成を担う子育て支援事業であり、町内の設置数は2か所となっています。

①低学年（小1～小3）

低学年について、実績値と計画値を比較すると、令和2～4年度は計画値を下回って推移していましたが、令和5年度以降は計画値を上回っています。これは、少子化の中にあっても核家族化や共働き世帯の増加等により保育ニーズが高まっていることが要因であると考えられます。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数（実績）	78	83	78	92	80
第2期計画値	87	85	87	84	77

(各年度4月1日現在)

②高学年（小4～小6）

高学年について、実績値と計画値を比較すると、低学年と同様に、令和2～4年度は計画値を下回って推移していましたが、令和5年度以降は計画値を上回っています。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響等により、保護者の働き方に変化が生じたことが一因であると考えられます。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数（実績）	16	20	12	30	35
第2期計画値	28	27	25	23	23

(各年度4月1日現在)

3. 小・中学校の状況

(1) 小学校の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数(校)		2	2	2	2	2
児童数(人)		497	488	474	441	417
内訳	1年生	79	74	73	64	55
	2年生	73	81	74	72	65
	3年生	78	74	81	74	71
	4年生	95	79	72	79	76
	5年生	83	97	79	72	79
	6年生	89	83	95	80	71

(各年度5月1日現在)

(2) 中学校の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数(校)		1	1	1	1	1
生徒数(人)		203	213	216	240	220
内訳	1年生	68	81	67	89	65
	2年生	64	68	81	67	88
	3年生	71	64	68	84	67

(各年度5月1日現在)

(3) いじめ・不登校の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
いじめ認知件数(件)		27	69	90	63	4
内訳	小学生	25	65	65	47	4
	中学生	2	4	25	16	0
不登校児童生徒 ^(※) 数(人)		20	16	28	31	19
内訳	小学生	6	9	10	8	2
	中学生	14	7	18	23	17

(令和2～5年度は各年度末現在。令和6年度は9月末日現在)

4. 乳幼児健康診査の状況

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4か月児 健康診査	対象者数	45	50	40	43
	受診者数	45	49	38	42
10か月児 健康診査	対象者数	49	44	44	49
	受診者数	49	44	44	47
1歳6か月児 健康診査	対象者数	61	45	49	41
	受診者数	61	43	47	38
2歳6か月児 健康診査	対象者数	70	47	48	50
	受診者数	70	45	48	48
3歳6か月児 健康診査	対象者数	76	67	47	52
	受診者数	76	65	47	47

5. 妊婦健康診査の状況

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊婦健康診査	対象者数	48	45	44	26
	受診者 延べ数	537	564	562	388

6. 健康相談事業の状況

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4か月児・10か月児 離乳食指導 (年4回)	対象者数	94	94	84	92
	相談者数	94	93	82	91
乳幼児健康相談・ 栄養相談	相談者 延べ数	218	356	229	334

7. 経済的支援の状況

(1) 各種手当の状況

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童手当	対象児童数	641	631	604	587	577
	受給者数	641	631	504	587	577
児童扶養手当	受給者数	104	111	102	99	102
特別児童扶養手当	対象児童数	18	18	19	21	21
	受給者数	18	18	19	21	21
障害児福祉手当	受給者数	9	9	10	11	10

(令和2～5年度の「児童手当」、「児童扶養手当」、「特別児童扶養手当」および「障害児福祉手当」は5月1日現在。令和6年度は5月1日現在)

(2) 各種助成の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳幼児等医療費助成	対象者数 〔単位：人〕	411	378	357	341	290
	助成延べ件数 〔単位：件〕	5,593	6,025	6,109	6,304	1,194
子ども医療費助成	対象者数 〔単位：人〕	843	806	799	779	823
	助成延べ件数 〔単位：件〕	6,925	7,518	7,729	9,016	1,726
ひとり親家庭等医療費助成	対象者数 〔単位：人〕	242	251	233	240	178
	助成延べ件数 〔単位：件〕	2,529	2,577	2,533	2,615	502
障害者医療費助成	対象者数 〔単位：人〕	283	279	273	268	298
	助成延べ件数 〔単位：件〕	6,240	6,455	8,199	7,771	1,045
小・中学校の就学援助	対象者数 〔単位：人〕	100	112	117	94	81
	助成延べ件数 〔単位：件〕	100	112	117	94	81
小・中学校入学助成金支給	対象者数 〔単位：人〕	167	153	159	134	136
	助成延べ件数 〔単位：件〕	167	153	159	134	136

(令和2～5年度は各年度末現在。令和6年度は5月1日現在)

第4章 調査結果について

本計画策定の基礎資料とするために、次のように町内の住民に向けて、調査を実施しました。

◆調査期間：令和6年4月8日～4月22日

◆配布：郵送法 回収：郵送またはWEB

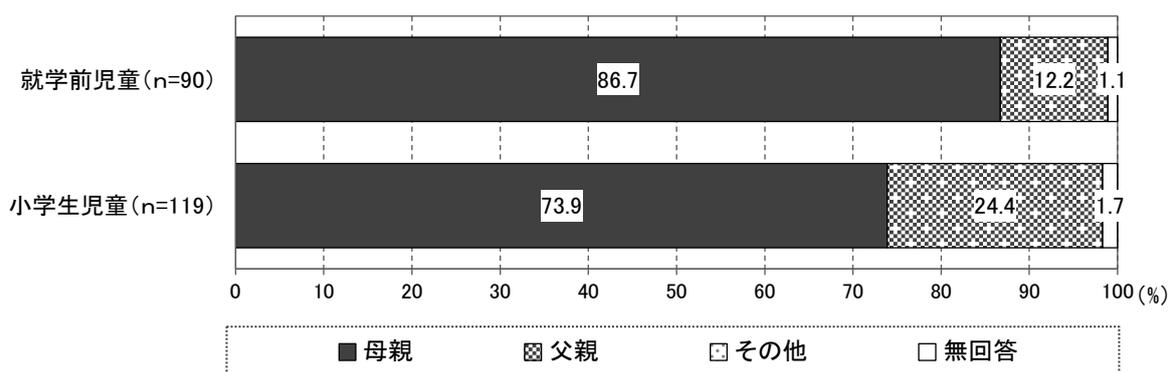
対象	配布数	回収数	回収率
就学前児童の世帯	217票	90票	41.5%
小学生児童の世帯	313票	119票	38.0%
合計	530票	209票	39.4%

(参考) 回収数の内訳

就学前：郵送 51票、WEB 39票 小学生：郵送 69票、WEB 50票

1. 回答者

調査回答者は、就学前児童の世帯では「母親」が86.7%、「父親」が12.2%、小学生児童の世帯では、「母親」が73.9%、「父親」が24.4%となっています。

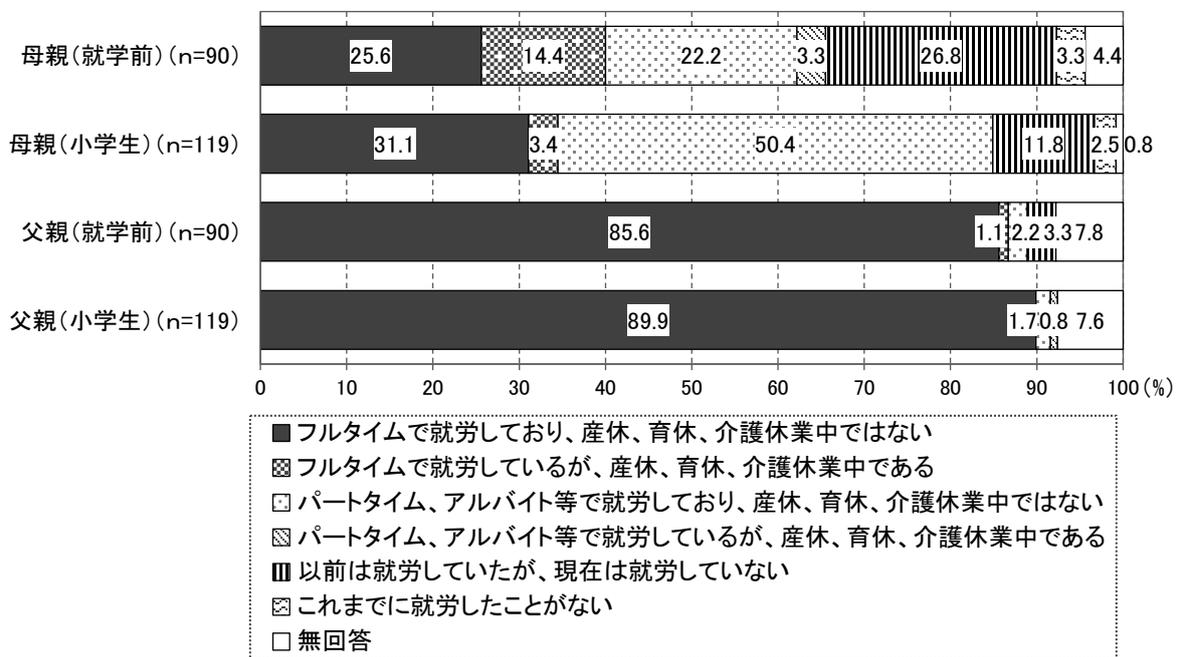


2. 主な調査結果

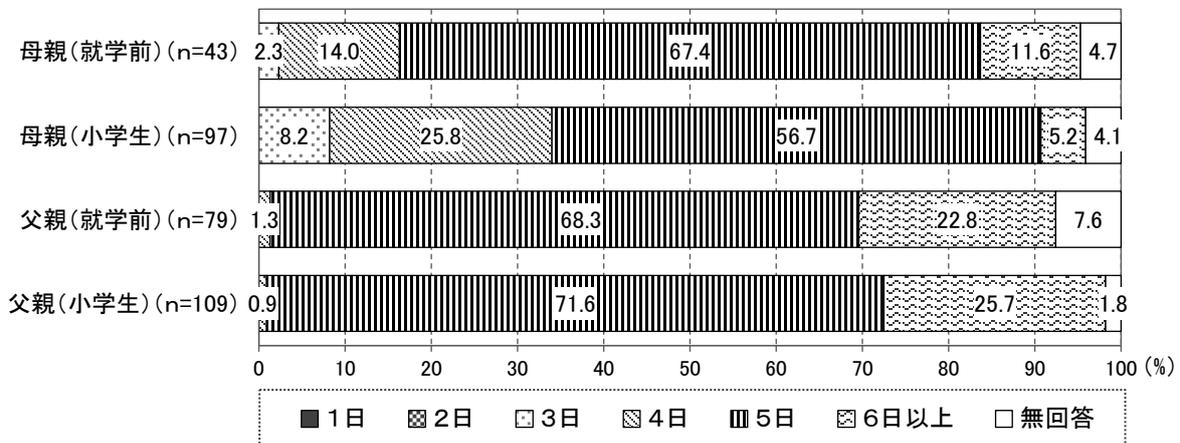
(1) 保護者の就労状況

「フルタイムで就労」と「パート・アルバイト等で就労」を合わせた“就労している”を見ると、就学前児童の母親は65.5%、小学生児童の母親は84.9%となっています。

父親で見ると、「フルタイムで就労しており、産休、育休、介護休業中ではない」が、就学前児童の父親は85.6%、小学生児童の父親は89.9%と高くなっています。加えて、「フルタイムで就労しているが、産休、育休、介護休業中である」が、就学前児童の父親は1.1%、小学生児童の父親は0.8%となっています。また、「以前は就労していたが、現在は就労していない」を見ると、就学前児童の母親は26.8%、小学生児童の母親は11.8%となっています。

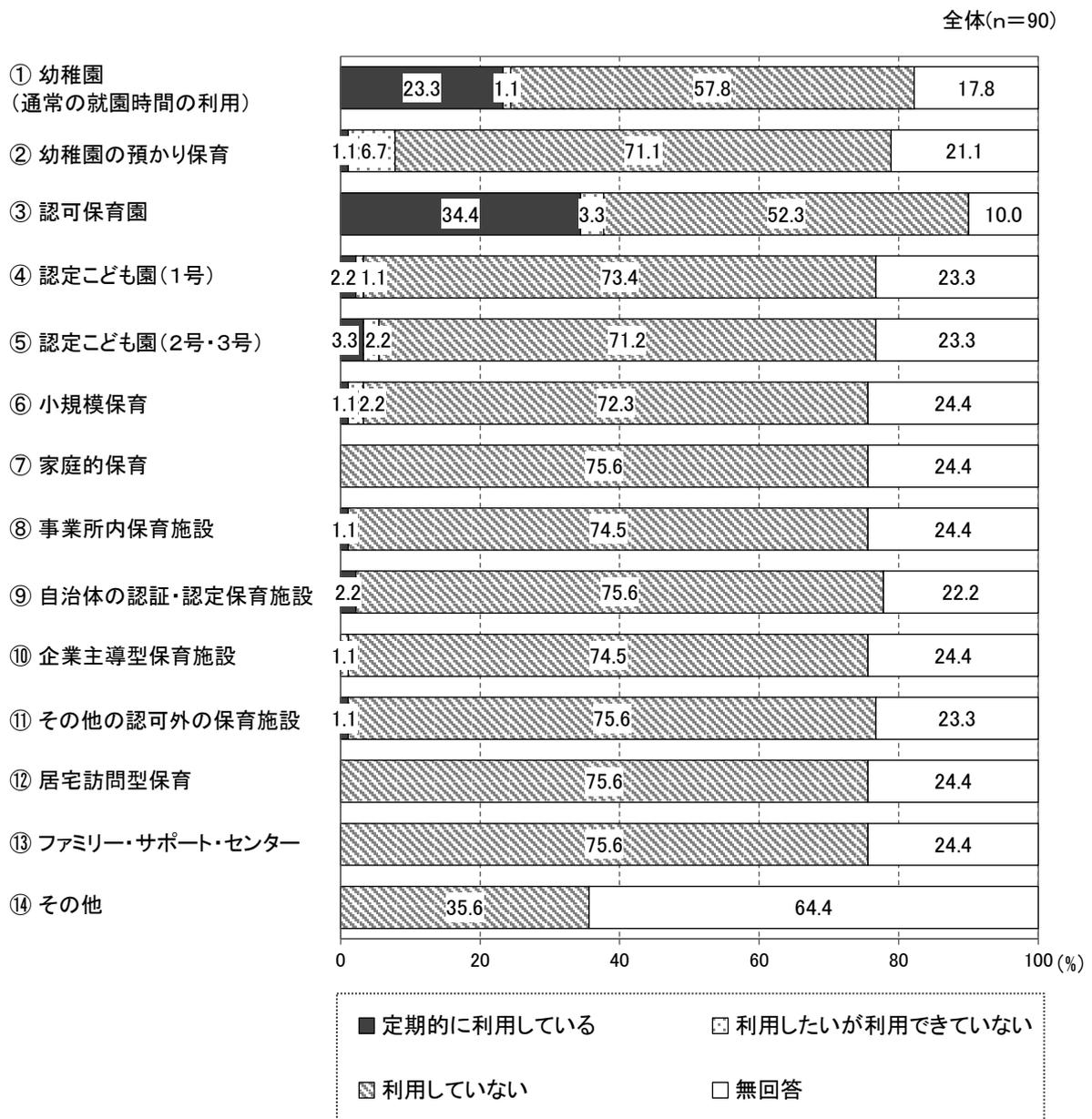


“就労している”保護者の就労日数を見ると、母親・父親ともに7割程度が「5日間」となっている一方で、父親では全体の2割程度が「6日以上」となっています。



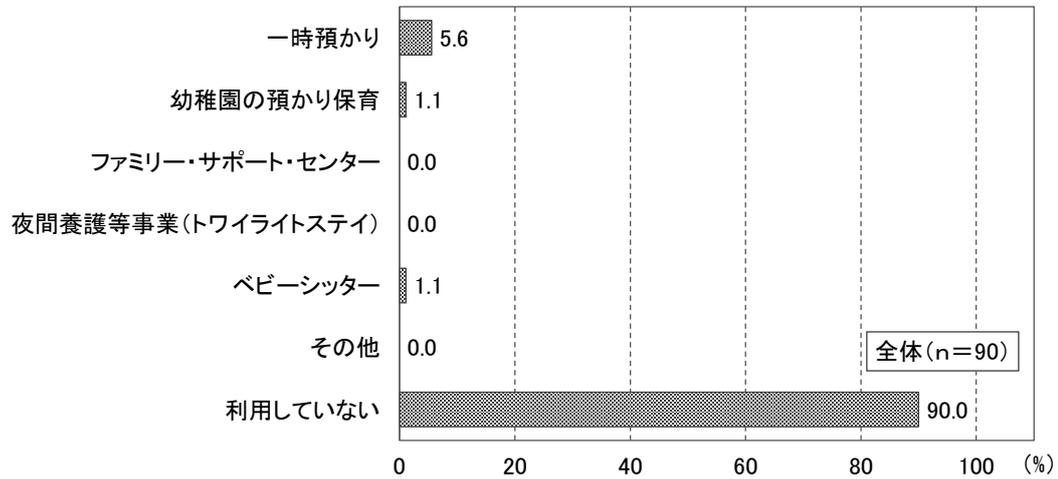
(2) 「定期的な」教育・保育の利用

就学前児童の世帯に「定期的な」教育・保育の利用状況を質問したところ、「定期的にご利用している」では、「③認可保育園」が34.4%と最も高く、次いで、「①幼稚園」(23.3%)、「④認定こども園(2号・3号)」(3.3%)の順となっています。



(3) 「不定期な」教育・保育の利用

就学前児童の世帯に「不定期な」教育・保育の利用意向を質問したところ、「利用していない」が90.0%と割合が高くなっていますが、利用している事業を見ると、「一時預かり」が5.6%と最も高く、次いで、「幼稚園の預かり保育」・「ベビーシッター」（1.1%と同率）の順となっています。



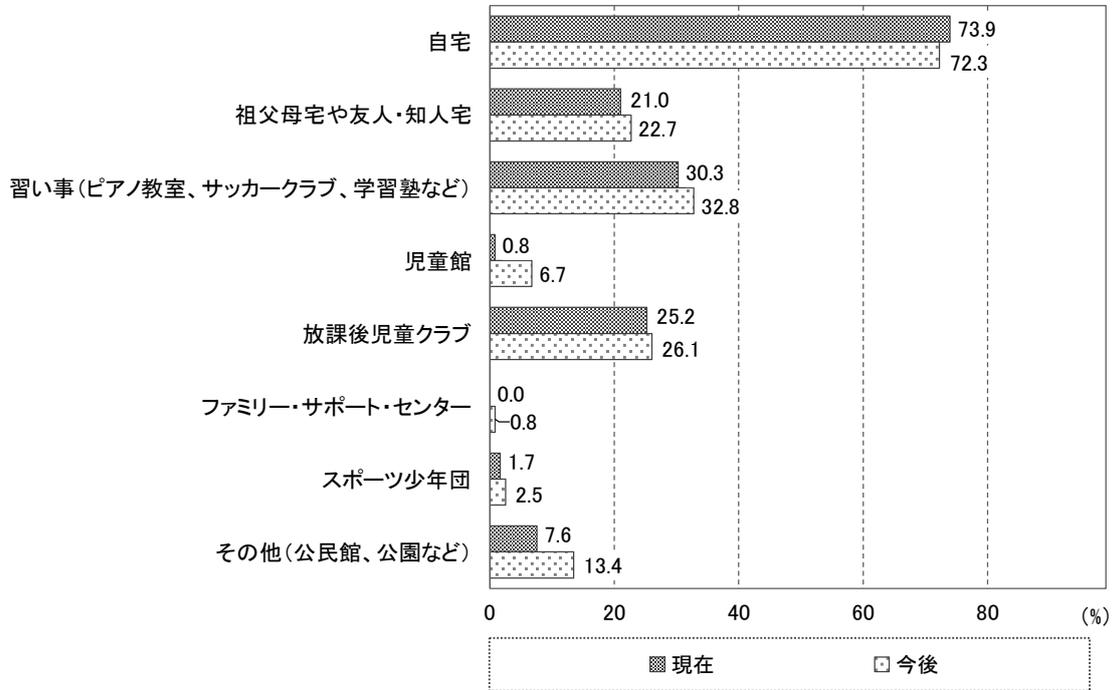
(4) 地域の子育て支援拠点^(※)事業の利用

就学前児童の世帯に地域の子育て支援事業の利用状況を質問したところ、「地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）を利用している」では0～2歳児の割合が高く、「利用していない（今後も利用するつもりはない）」では3～5歳児の割合が高くなっています。

	(n=)	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）を利用している	利用していない（今後も利用する予定はない）	利用していない（今後は利用したい）
0～2歳児	53	25 47.2%	15 28.3%	13 24.5%
3～5歳児	35	9 25.7%	17 48.6%	9 25.7%

(5) 放課後の過ごし方

小学生児童の世帯に現在の放課後の過ごし方を質問したところ、「自宅」が73.9%と最も高く、次いで、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（30.3%）、「放課後児童クラブ」（25.2%）の順となっています。

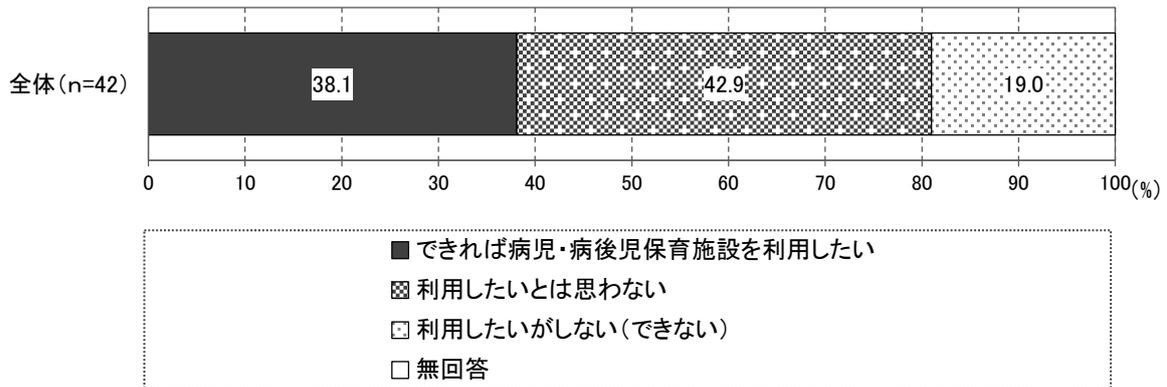


また、今後の放課後の過ごし方の意向を質問したところ、「自宅」が72.3%と最も高く、次いで、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（32.8%）、「放課後児童クラブ」（26.1%）の順となっていますが、高学年ほど「自宅」の割合が高く、低学年ほど「放課後児童クラブ」の割合が高くなっています。

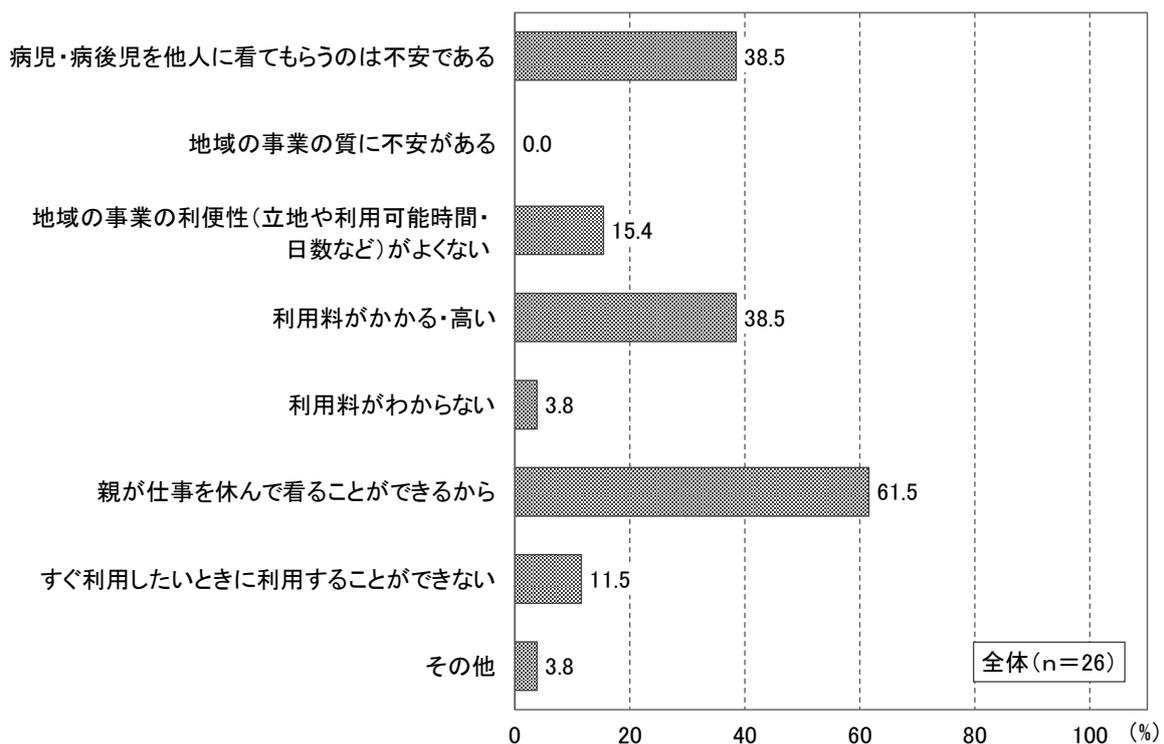
	(n=)	自宅	祖父母宅や友人・知人宅	学習塾など	習い事(ピアノ教室、サッカークラブ)	児童館	放課後児童クラブ	ファミリー・サポート・センター	スポーツ少年団	その他(公民館、公園など)
全体	119	86 72.3%	27 22.7%	39 32.8%	8 6.7%	31 26.1%	1 0.8%	3 2.5%	16 13.4%	
学年	小学1年生	21 71.4%	15 14.3%	7 33.3%	3 4.8%	7 33.3%	0 0.0%	1 4.8%	4 19.0%	
	小学2年生	30 56.7%	17 30.0%	7 23.3%	3 10.0%	15 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 6.7%	
	小学3年生	25 68.0%	17 20.0%	10 40.0%	0 0.0%	6 24.0%	0 0.0%	1 4.0%	4 16.0%	
	小学4年生	21 76.2%	16 19.0%	8 38.1%	0 0.0%	3 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	3 14.3%	
	小学5年生	10 100%	10 40.0%	2 20.0%	3 30.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 30.0%	
	小学6年生	9 88.9%	8 22.2%	5 55.6%	1 11.1%	0 0.0%	1 11.1%	1 11.1%	0 0.0%	

(6) 病気やけがの際の対応

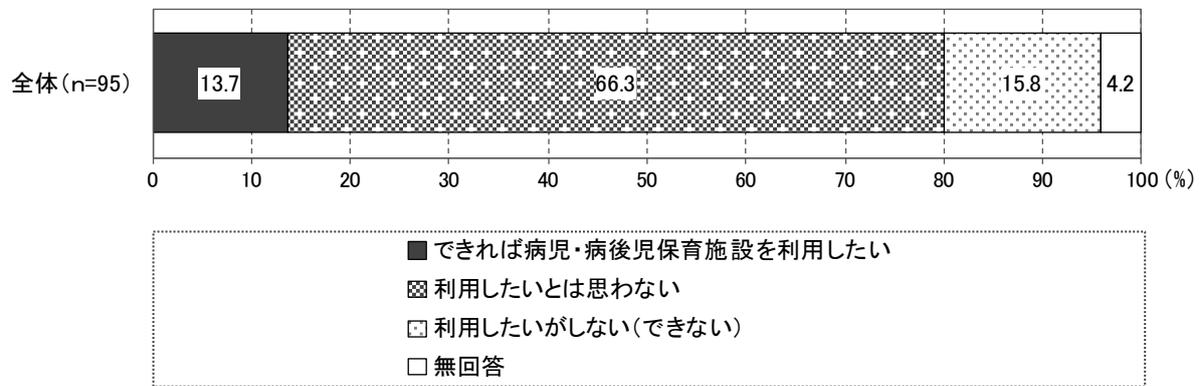
就学前児童の世帯のうち、子どもが病気やけがの際に父親または母親が休んだ方に対し、病児・病後児保育施設を利用したいか質問したところ、「利用したいとは思わない」が42.9%と最も高く、次いで、「できれば病児・病後児保育施設を利用したい」(38.1%)、「利用したいがしない(できない)」(19.0%)の順となっています。



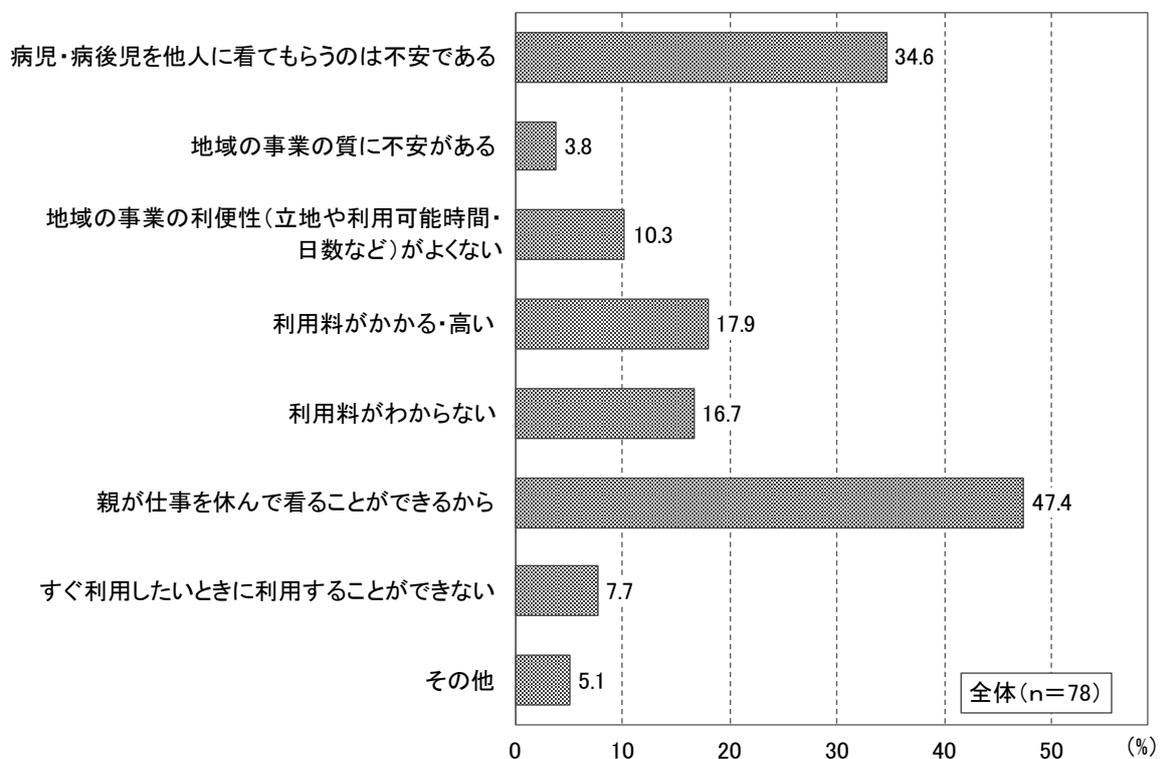
上記の質問のうち、「利用したいとは思わない」または「利用したいがしない(できない)」を回答した方に対し、その理由を質問したところ、「親が仕事を休んで看ることができるから」が61.5%と最も高く、次いで、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安である」・「利用料がかかる・高い」(38.5%で同率)、「地域の事業の利便性(立地や利用可能時間・日数など)がよくない」(15.4%)の順となっています。



小学生児童の世帯に子どもが病気やけがの際、病児・病後児保育施設を利用したいか質問したところ、「利用したいとは思わない」が66.3%と最も高く、次いで、「利用したいがしない(できない)」(15.8%)、「できれば病児・病後児保育施設を利用したい」(13.7%)の順となっています。



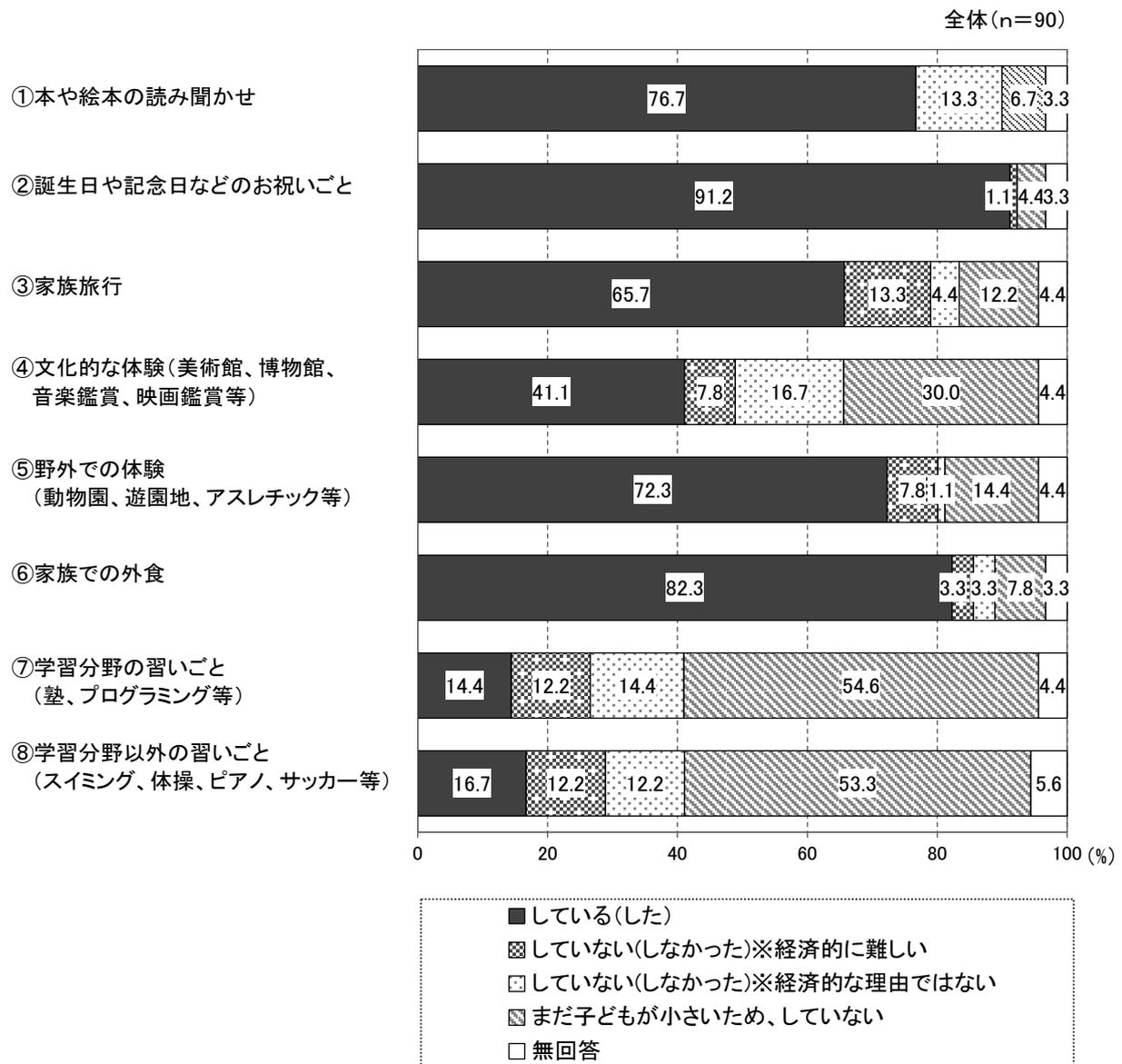
上記の質問のうち、「利用したいとは思わない」または「利用したいがしない(できない)」を回答した方に対し、その理由を質問したところ、「親が仕事を休んで看ることができるから」が47.4%と最も高く、次いで、「病児・病後児を他人に看ってもらうのは不安である」(34.6%)、「利用料がかかる・高い」(17.9%)の順となっています。



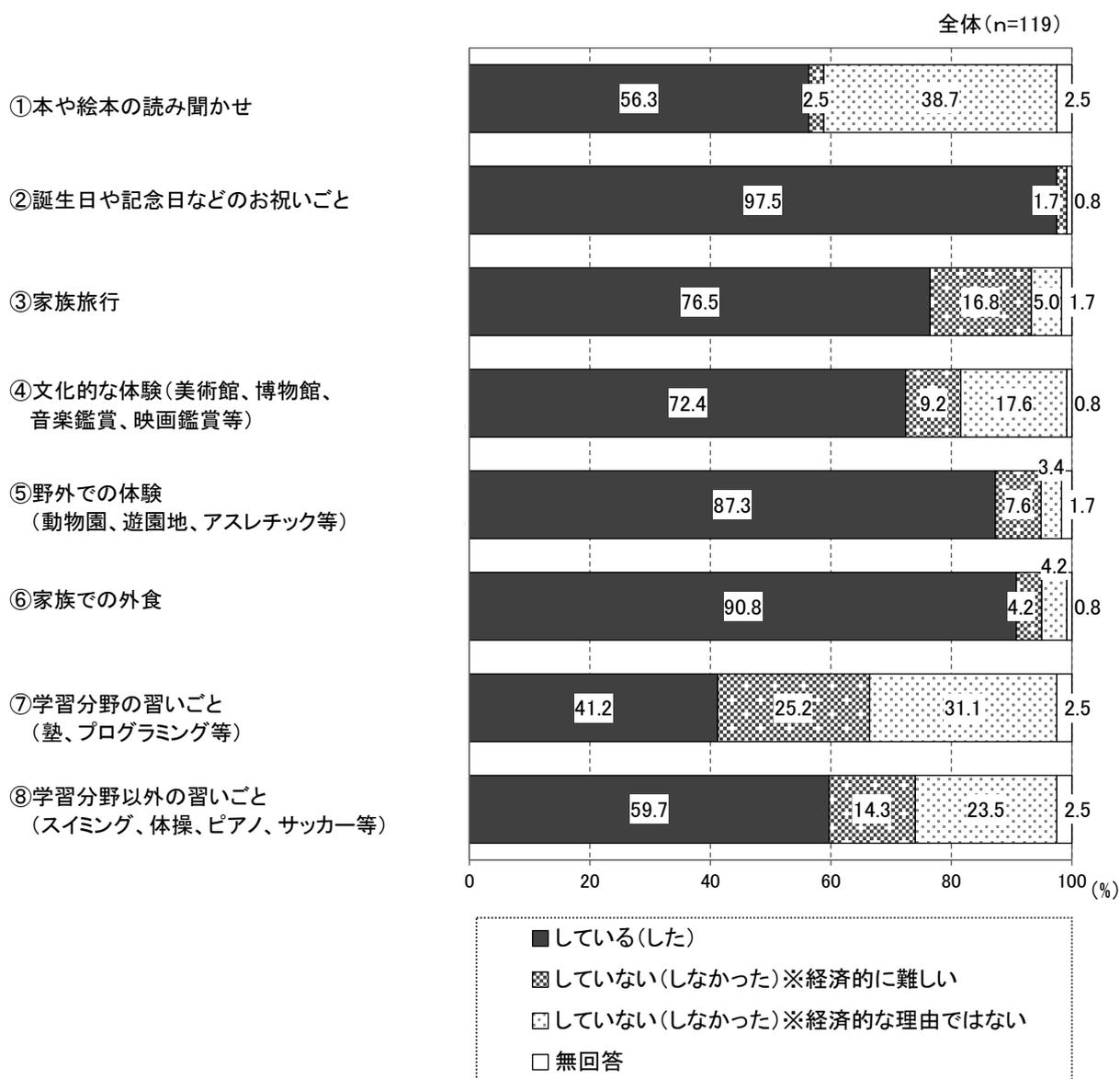
(7) 子どものために家庭でしていること

就学前児童の世帯に子どものためにしていることを質問したところ、「②誕生日や記念日などのお祝いごと」が91.2%と最も高く、次いで、「⑥家族での外食」(82.3%)、「①本や絵本の読み聞かせ」(76.7%)の順となっています。

一方で、「していない(しなかった)※経済的に難しい」では、「③家族旅行」が13.3%と最も高く、次いで、「⑦学習分野の習いごと(塾・プログラミング等)」・「⑧学習分野以外の習いごと(スイミング、体操、ピアノ、サッカー等)」(12.2%で同率)、「④文化的な体験(美術館、博物館、音楽鑑賞、映画鑑賞等)」・「⑤野外での体験(動物園、遊園地、アスレチック等)」(7.8%で同率)の順となっています。



小学生児童の世帯に子どものためにしていることを質問したところ、「②誕生日や記念日などのお祝いごと」が97.5%と最も高く、次いで、「⑥家族での外食」(90.8%)、「⑤野外での体験(動物園、遊園地、アスレチック等)」(87.3%)の順となっています。一方で、「していない(しなかった)※経済的に難しい」では、「⑦学習分野の習いごと(塾、プログラミング等)」が25.2%と最も高く、次いで、「③家族旅行」(16.8%)、「⑧学習分野以外の習いごと(スイミング、体操、ピアノ、サッカー等)」(14.3%)の順となっています。

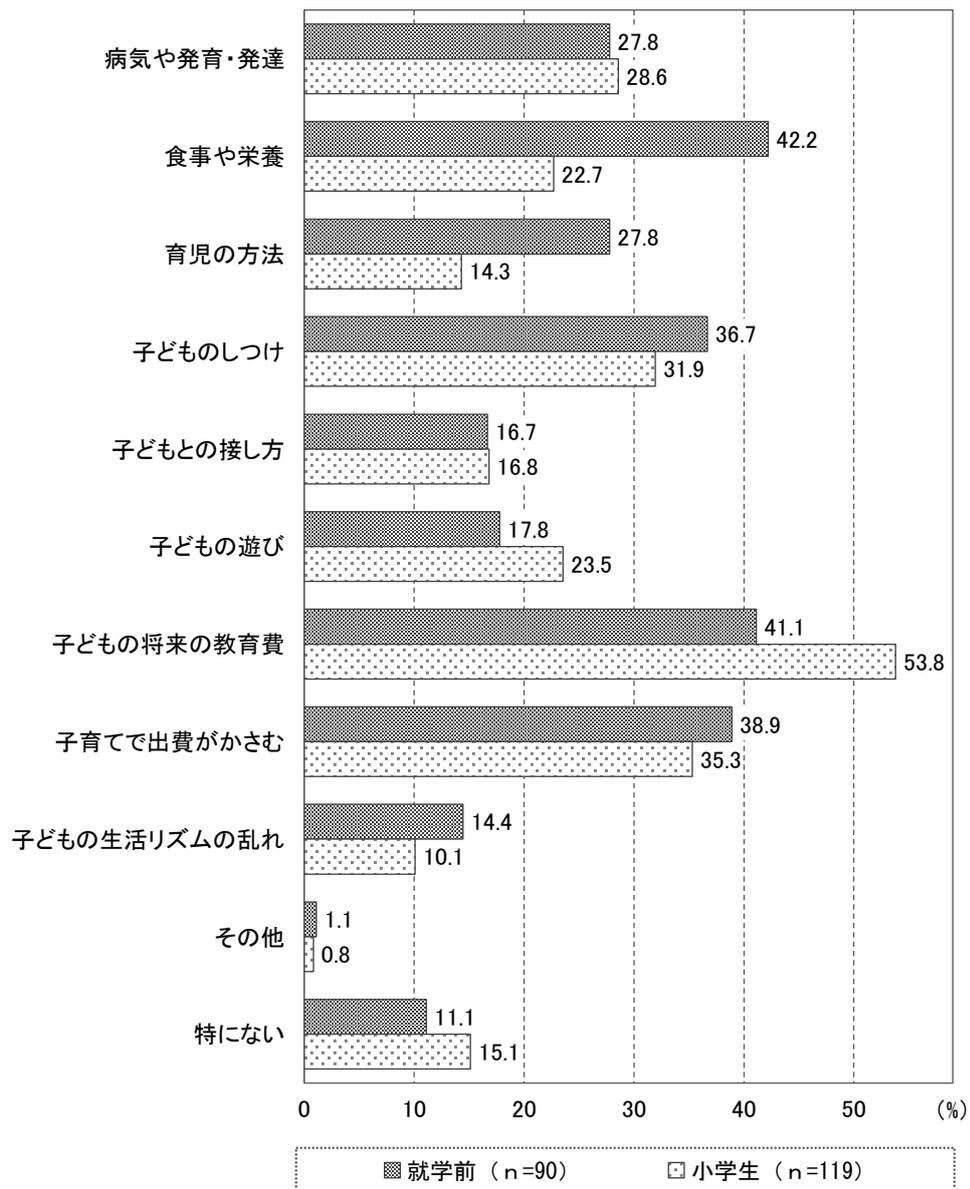


(8) 子育てにおける悩みや不安

子育てにおける悩みや不安のうち子どものことについて見ると、就学前児童の世帯では、「食事や栄養」が42.2%と最も高く、次いで、「子どもの将来の教育費」(41.1%)、「子育てで出費がかさむ」(38.9%)の順となっています。

また、小学生児童の世帯では、「子どもの将来の教育費」が53.8%と最も高く、次いで、「子育てで出費がかさむ」(35.3%)、「子どものしつけ」(31.9%)の順となっています。

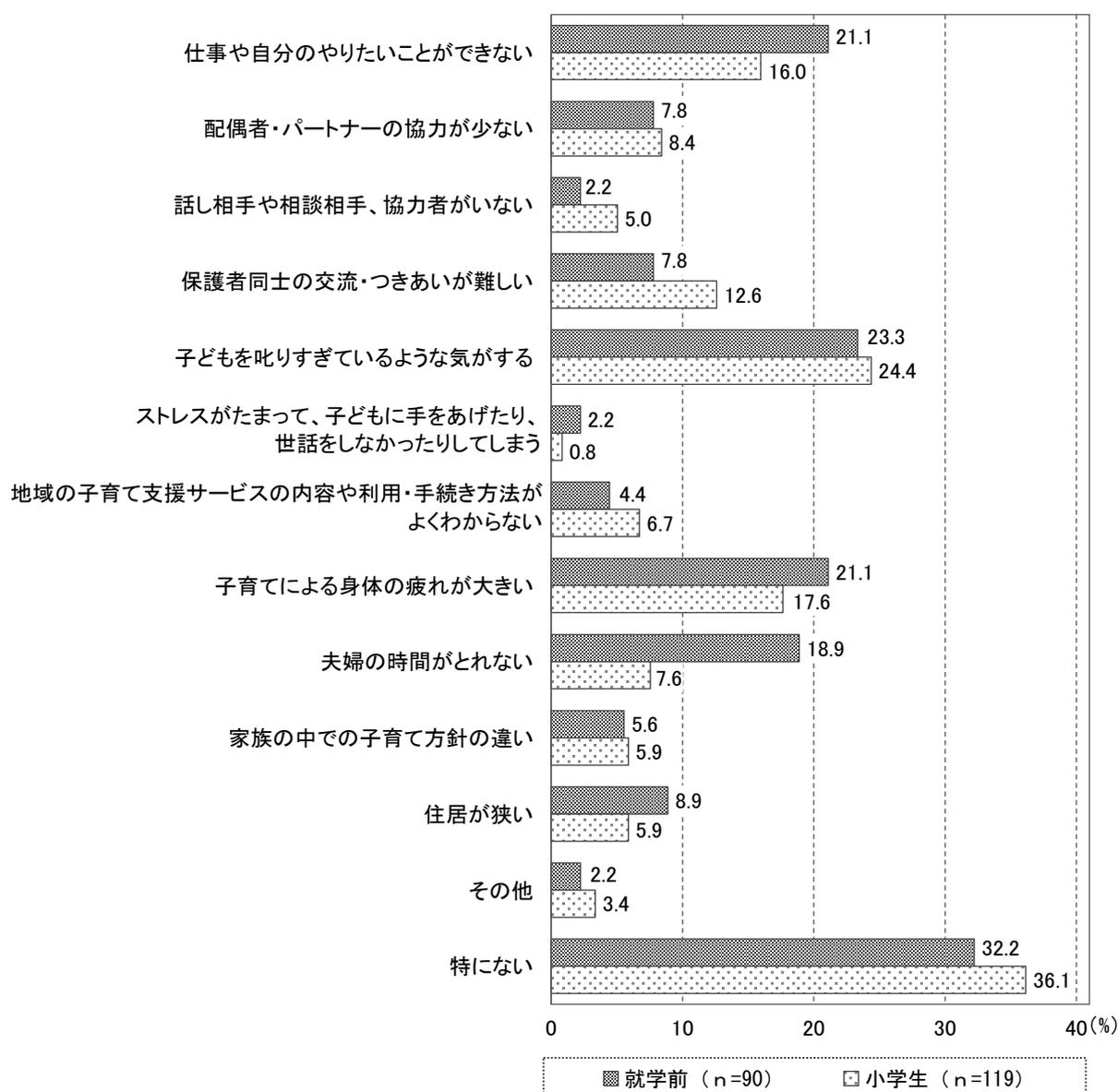
【子どもに対する悩みや不安】



子育てにおける悩みや不安のうち保護者のことについて見ると、就学前児童の世帯では、「特にない」が32.2%と割合が高くなっていますが、それ以外を見ると、「子どもを叱りすぎているような気がする」が23.3%と最も高く、次いで、「仕事や自分のやりたいことができない」・「子育てによる身体の疲れが大きい」（21.1%で同率）、「夫婦の時間がとれない」（18.9%）の順となっています。

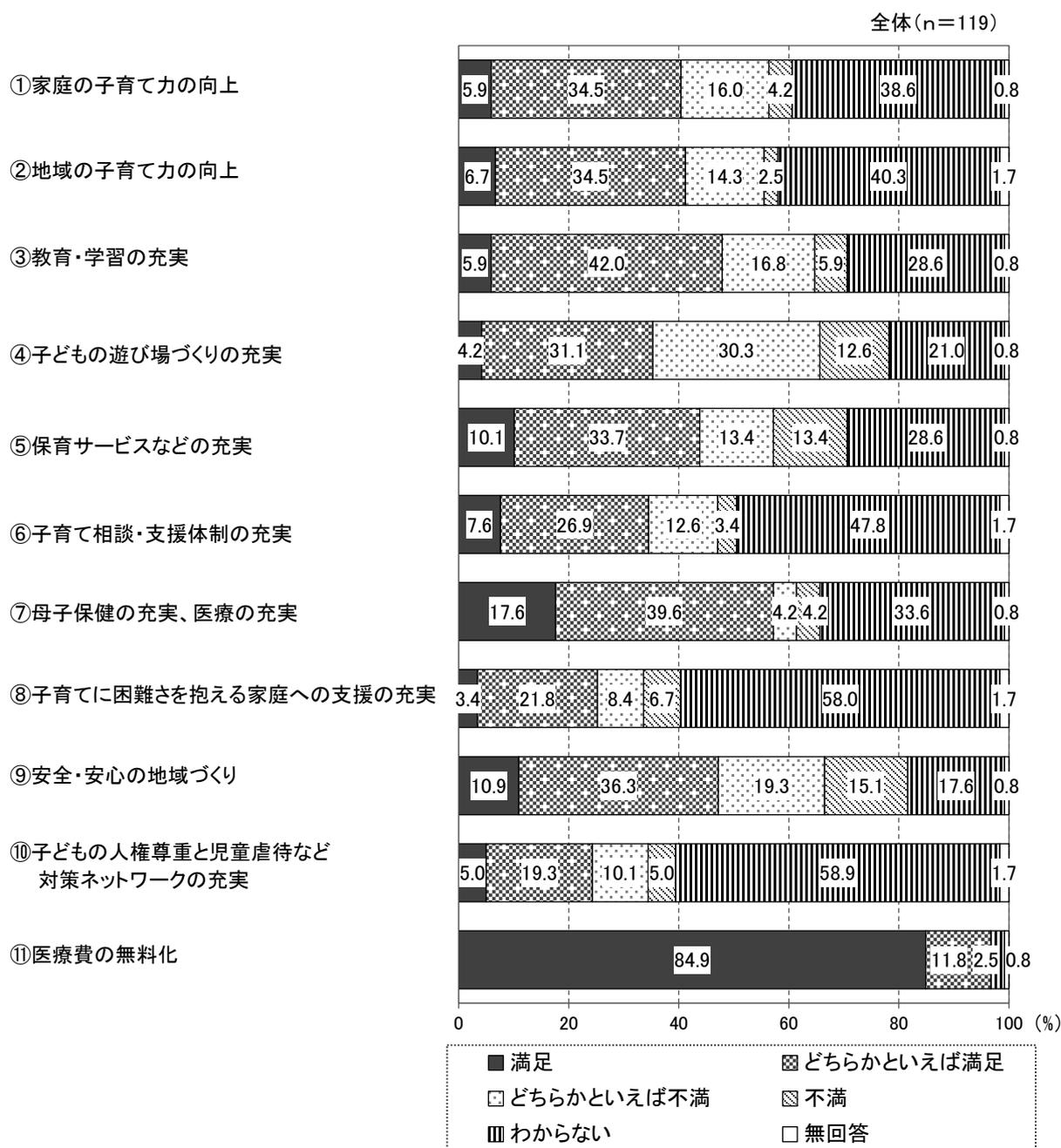
また、小学生児童の世帯では、「特にない」が36.1%と割合が高くなっていますが、それ以外を見ると、「子どもを叱りすぎているような気がする」が24.4%と最も高く、次いで、「子育てによる身体の疲れが大きい」（17.6%）、「仕事や自分のやりたいことができない」（16.0%）の順となっています。

【保護者自身の悩みや不安】



小学生児童の世帯に町の子育て支援の取組についてどのように感じるかを質問したところ、「満足」と「どちらかといえば満足」を合わせた“満足”では、「⑪医療費の無償化」が96.7%と最も高く、次いで、「⑦母子保健の充実、医療の充実」(57.2%)、「③教育・学習の充実」(47.9%)の順となっています。

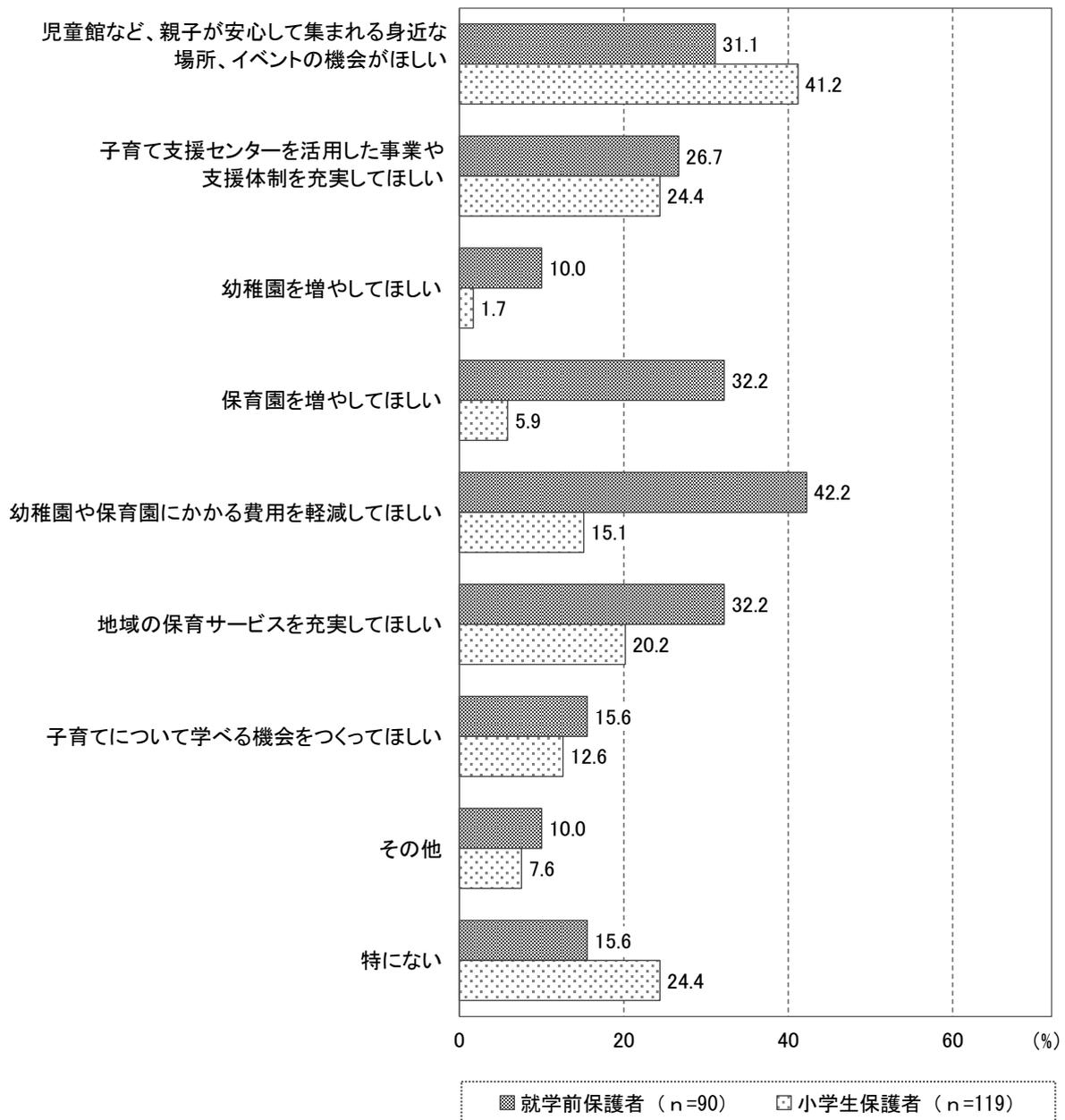
一方で、「どちらかといえば不満」と「不満」を合わせた“不満”では、「④子どもの遊び場づくりの充実」が42.9%と最も高く、次いで、「⑨安全・安心の地域づくり」(34.4%)、「⑤保育サービスなどの充実」(26.8%)の順となっています。



(10) 町において充実してほしい子育て支援

充実してほしい子育て支援について質問したところ、就学前児童の世帯では、「幼稚園や保育園にかかる費用を軽減してほしい」が42.2%と最も高く、次いで、「保育園を増やしてほしい」・「地域の保育サービスを充実してほしい」（32.2%で同率）、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい」（31.1%）の順となっています。

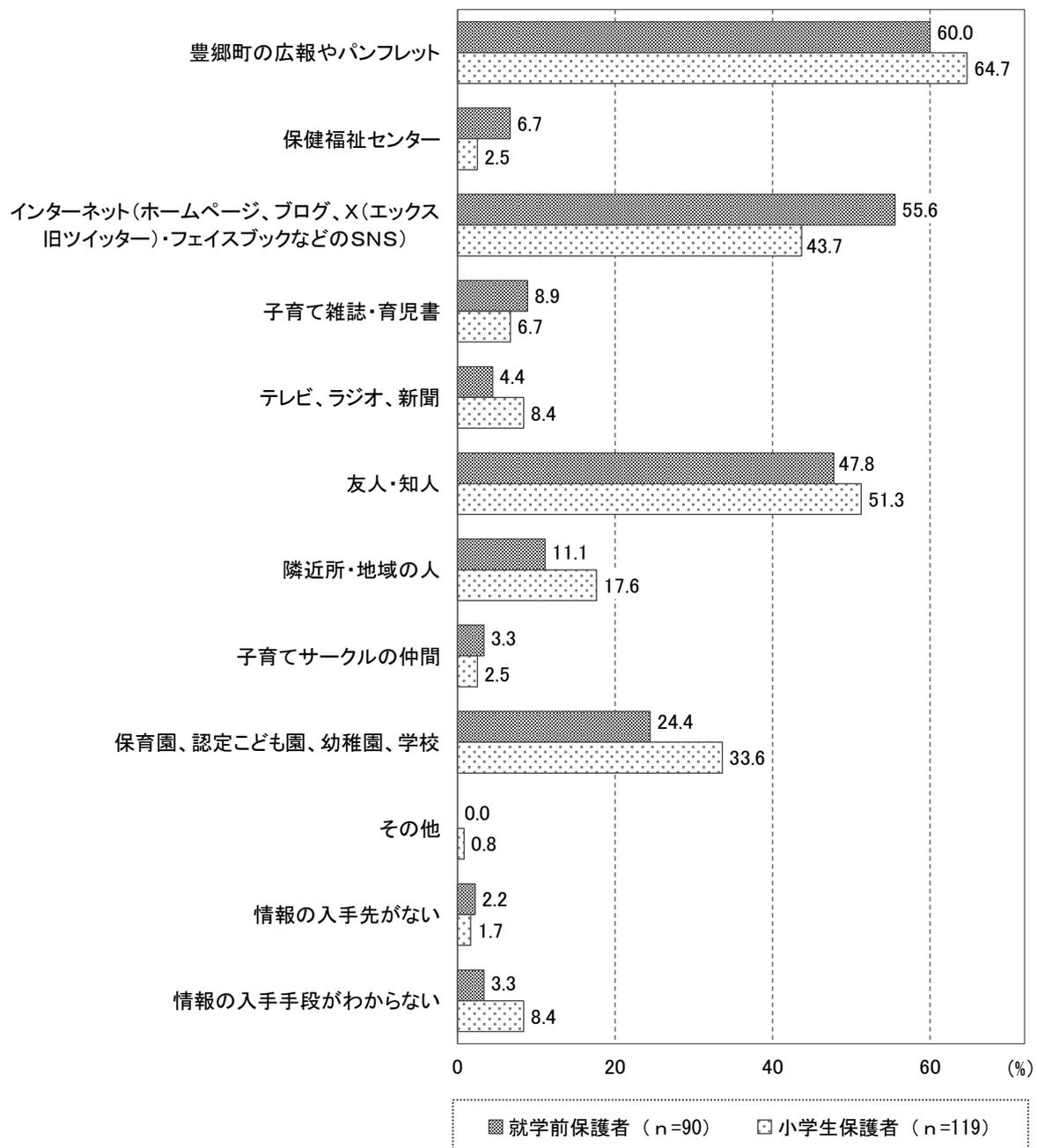
また、小学生児童の世帯では、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい」が41.2%と最も高く、次いで、「子育て支援センターを活用した事業や支援体制を充実してほしい」・「特にない」（24.4%で同率）、「地域の保育サービスを充実してほしい」（20.2%）の順となっています。



(11) 子育てに必要な施策などの情報入手

子育てに必要な施策などの情報入手について質問したところ、就学前児童の世帯では、「豊郷町の広報やパンフレット」が60.0%と最も高く、次いで、「インターネット(ホームページ、ブログ、X(エックス 旧ツイッター)・フェイスブックなどのSNS)」(55.6%)、「友人・知人」(47.8%)の順となっています。

また、小学生児童の世帯では、「豊郷町の広報やパンフレット」が64.7%と最も高く、次いで、「友人・知人」(51.3%)、「インターネット(ホームページ、ブログ、X(エックス 旧ツイッター)・フェイスブックなどのSNS)」(43.7%)の順となっています。



(12) 町の子育て環境および取組・施策全般への意見（自由記述）

◆自由記述のピックアップ（就学前児童の世帯）◆

■ 子育ての経済的支援の充実

- ・幼稚園の給食費を無償化してほしい。入園時に必要なスモック・体操服等の購入に対し、補助してほしい。
- ・医療費の無償化は助かっている。

■ 子どもの遊び場の充実

- ・子どもが遊べる大きな公園がほしい。
- ・近くに未就学児や2、3歳の小さい子どもが遊べる遊具や広場がない。
- ・親子で参加できる大きいイベントがあれば嬉しいので希望している。

■ 教育・保育の充実

- ・保育園の空きがない。
- ・希望保育期間が多い。
- ・幼稚園の延長保育・長期休暇の預かり保育の実施をお願いしたい。
- ・幼稚園の預かり保育を開始してほしい。
- ・小学校での道徳教育を徹底するようお願いしたい。

■ 子どもの障がい・医療・健康面について

- ・柔軟な健診日程の設定をお願いしたい。小児科での健診が可能であれば、こちらのタイミングで行けるので助かる。
- ・子どもたちが集まる祭りやイベントでの歩きたばこやポイ捨ての禁止の徹底をお願いしたい。

■ 危険箇所の整備

- ・日栄小学校から豊日中学校付近の川沿いの道路の整備が必要。

■ 情報提供について

- ・ホームページにおいて、保育園・幼稚園の入所案内等、詳しい記載をお願いしたい。

◆自由記述のピックアップ（小学生児童の世帯）◆

□ 遊び場・スポーツ施設の充実

- ・豊郷小学校と日栄小学校間での交流がもっとあってもよいと思う。
- ・隣保館でのイベントは充実しているが、実際には子どもだけで外出させることが心配で参加させられていない。せめて、学区ごとに児童館があれば放課後の居場所が確保できて安心だ。

□ 教育・保育・習い事について

- ・町内での習い事を増やしてほしい。
- ・働く親のための保育園なのに、希望保育や家庭保育の日数が多い。
- ・学力がかなり低い。町内に塾がなく困っている。
- ・フルタイムで就業しているので、子どもに習い事をさせることが時間的に難しい。支援センターや隣保館で、町内の子どもが安価で受講できる習い事（塾・ピアノ教室）を開講してほしい。

□ 危険箇所の整備・子どもの安全確保

- ・豊郷小学校の幼稚園側の駐車場の路面を整備してほしい。
- ・豊郷小学校体育館のトイレのリフォームをお願いしたい。
- ・公園の遊具が古いため、もっと安全に遊べる公園がほしい。
- ・道路環境の整備をお願いしたい。特に、おした整形前の交差点やその先の中山道のT字路が交通量も多く、その上スピードも出ている車が多い。
- ・スクールガードの見守りはありがたいが、登校時だけでなく下校時もお願いたい。

□ 相談体制の充実

- ・支援が必要な児童に対して、進学や就職に向けての支援がほしい。
- ・子どもの発達やしつけについて悩んでいるので相談したいが、どこに相談するかが分からない。

□ 子育てと仕事の両立が負担

- ・長期休暇中の学童での給食、資格を持った職員を多く配置することを希望する。
- ・学童保育無償化・土日祝&長期休暇には7:30~18:30の利用としてほしい。
- ・隣保館の子ども食堂を利用したいが、日栄小学区からは遠く利用しにくい現状だ。
- ・幼稚園の延長保育、長期休暇中の保育等を始めてほしい。保育士として復帰したくても、預け先がなさすぎて復帰できない。

3. 調査結果から見える傾向と課題

◆母親・父親の勤務状況について

就学前児童がいる母親の就業率は65.5%、小学生児童がいる母親の就業率が84.9%となっており、共働き世帯が多いことがうかがえます。また、勤務日数の状況から、就学前児童・小学生児童の父親の2割ほどは「6日以上」働いており、長時間労働の状況にあることが見受けられます。共働き世帯が安心して就労できる環境づくりのために、就学前児童に対する幼児教育・保育の施設整備や一時預かり等を充実するとともに、小学生に対する放課後児童クラブの充実により、共働き世帯への子育て支援を強化していく必要があります。

◆就学前児童の「定期的な教育・保育事業」の利用について

町内には、幼稚園を1か所、保育園を2か所設置していますが、「幼稚園の預かり保育」および「認可保育園」は利用したいが利用できていないという状況であり、子育て家庭の多様なニーズに応えられる施設の維持および内容の充実に努める必要があります。

◆小学校の放課後の過ごし方について

小学生の現在の放課後の過ごし方については「自宅」が最も多く、「放課後児童クラブ」は25.2%となっています。今後も26.1%と一定数の利用ニーズが見られることから、子育て家庭が安心して働ける環境整備のために、放課後児童クラブの充実を図っていく必要があります。

◆子どもの病気やけがの際の対応について

就学前児童の世帯において、子どもが病欠をする場合は父親または母親が仕事を休む割合が一定程度見られました。またその際に、「できれば病児・病後児保育施設を利用したい」という割合は、38.1%となっています。一方で、「利用したいと思わない」は42.9%となっており、その理由としては、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安である」・「利用料がかかる・高い」が挙がっており、このようなことから、共働き世帯が安心して働くことができるよう、病児・病後児に対する事業の適切な周知と対応の強化が求められます。

◆子育ての不安や悩みについて

子どもに関する不安や悩みの内容を見ると、就学前児童の世帯では、食事・栄養、将来の教育費、子育てにかかる出費等、小学生児童の世帯では、将来の教育費、子育てにかかる出費、子どものしつけ等の割合が高くなっています。

また、保護者自身に関する不安や悩みの内容を見ると、就学前児童、小学生児童の世帯を問わず、子どもを叱りすぎていると感じていたり、自分のやりたいことができないス

トレスや子育てによる身体の疲れを感じている割合が高くなっています。核家族化の影響や近所付き合いの希薄化等から子育ての不安や悩みを気軽に相談できない家庭の割合も一定数あることが想定されます。そのため、各種事業や相談支援体制の充実等を通じて、子育ての不安や悩みをできるだけ低減できるよう、相談支援体制の整備に努める必要があります。

◆町の子育て支援の取組について

町の子育て支援の取組の満足度を見ると、就学前児童、小学生児童の世帯ともに、「医療費の無償化」および「母子保健の充実、医療の充実」の満足度を感じる割合が高くなっています。他方で、就学前児童の世帯では、「保育サービスなどの充実」や「安全・安心の地域づくり」、小学生児童の世帯では、「子どもの遊び場づくりの充実」や「安全・安心の地域づくり」への不満が高くなっています。

◆充実してほしい子育て支援について

就学前児童の世帯では、「幼稚園や保育園にかかる費用を軽減してほしい」が最も高くなっています。また、小学生児童の世帯では、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい」との声が多くなりました。

今後も、国が子育て支援対策に力を入れる中で、経済支援を引き続き実施するとともに、地域のつながりの希薄化と少子化の進展により、子どもが遊び、育ち、学び合う機会が減少している昨今、関係者と連携して質と量の両面から子どもの居場所づくりを計画的に推進することが必要です。

第5章 第2期計画の総括

第2期計画で設定した目標事業量に対する達成状況は以下のとおりです。

1. 幼児教育・保育

就学前児童への教育・保育事業については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、次の3区分に認定してサービスを提供しています。

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設	提供区域
1号	3～5歳児	保育の必要性に該当しない (教育のみ)	幼稚園	町全域
2号	3～5歳児	保育の必要性に該当	保育園	
3号	0～2歳児		保育園	

■ 1号認定

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(計画値)	75	69	67	70	75
②実績値	77	67	57	54	45
②-①	2	-2	-10	-16	-30

(各年度4月1日現在)

■ 2号認定

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(計画値)	136	124	122	125	135
②実績値	122	117	119	108	113
②-①	-14	-7	-3	-17	-22

(各年度4月1日現在)

■ 3号認定

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	①量の見込み(計画値)	6	6	6	6	6
	②実績値	5	8	8	3	3
	②-①	-1	2	2	-3	-3
1歳 2歳児	①量の見込み(計画値)	59	67	66	66	65
	②実績値(1歳児)	31	19	23	19	23
	③実績値(2歳児)	21	34	24	30	24
	④計(②+③)	52	53	47	49	47
	④-①	-7	-14	-19	-17	-18

(各年度4月1日現在)

2. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども、保護者、妊婦が自ら選択し、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業です。

本町では、教育委員会を「特定型」、子育て支援センターを「基本型」、医療保険課を「母子保健型」として位置付け、主に「母子保健型」としての支援事業を進めています。

(か所)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特定型	量の見込み(計画値)	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	0	0	0
基本型	量の見込み(計画値)	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	0	0	0
母子保健型	量の見込み(計画値)	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら、子育て支援を行う事業です。

本町では、豊郷小学校旧校舎群内で、「子育てひろば」や各種イベントおよび情報発信を行っています。

(人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(計画値)	8,277	8,931	8,838	8,791	8,744
②実績値	4,621	6,260	5,823	6,023	4,846
②-①	-3,656	-2,671	-3,015	-2,768	-3,898

(※令和6年度の数値は令和7年1月31日現在)

(3) 妊婦健康診査

妊婦を対象に、妊婦健康診査の受診券を発行し、妊娠中の健康の保持・増進を図る事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値	対象人数(人)	58	58	58	57	58
	受診延べ回数(回)	812	812	812	798	812
②実績値	対象人数(人)	48	45	44	26	36
	受診延べ回数(回)	537	503	570	390	306
②-①	対象人数(人)	-10	-13	-14	-31	-22
	受診延べ回数(回)	-275	-309	-242	-408	-506

(※令和6年度の数値は令和7年1月31日現在)

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に、保健師・助産師等が訪問し、地域で子育てを応援する事業です。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(計画値)	58	58	58	57	58
②実績値	41	45	43	37	26
②-①	-17	-13	-15	-20	-32

(※令和6年度の数値は令和7年1月31日現在)

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

(人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(計画値)	91	76	81	86	76
②実績値	38	32	33	29	49
②-①	-53	-44	-48	-57	-27

(※令和6年度の数値は令和7年1月31日現在)

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

保護者が、疾病・疲労等、身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等で養育・保護を行う事業です。

本町では、緊急に児童の保護が必要となった場合に、県内の乳児院や児童養護施設等の施設と連携して支援しています。

■ショートステイ

(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(計画値)	0	0	0	0	0
②実績値	0	0	42	53	10
②-①	0	0	42	53	10

(※令和6年度の数値は令和7年1月31日現在)

■トワイライトステイ

(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(計画値)	無し	無し	無し	無し	無し
②実績値	無し	無し	無し	無し	無し

(7) 一時預かり事業

①認定こども園・幼稚園における在園児（3～5歳児）を対象とした一時預かり（預かり保育）事業です。

②上記以外の児童（0～5歳児）を対象とした、保育所等における一時預かり事業（理由を問わず、一時的に子どもを預けることができる事業）です。

本町では現在、豊郷幼稚園および愛里保育園での一時預かりは実施しておらず、子育て支援センターにおいて一時預かりを実施しています。

①幼稚園型

(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（計画値）	無し	無し	無し	無し	無し
②実績値	無し	無し	無し	無し	無し

②幼稚園型を除く

(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（計画値）	122	112	109	113	121
②実績値	52	29	8	57	72
②-①	-70	-83	-101	-56	-49

(※令和6年度の数値は令和7年1月31日現在)

(8) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育所等の開所時間をこえて保育を行う事業です。

本町では、愛里保育園および崇徳保育園で実施しています。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（計画値）	21	21	21	21	22
②実績値	11	17	8	9	6
②-①	-10	-4	-13	-12	-16

(※令和6年度の数値は令和7年1月31日現在)

(9) 病児・病後児保育事業

病中・病気回復期の児童を家庭で保育ができないとき、看護師等がいる専用施設内等で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

本町では、彦根市・愛知郡・犬上郡で実施している、小児科に保育所を併設する形の病児・病後児保育施設を利用することができます。

(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(計画値)	3	3	3	3	3
②実績値	0	0	0	0	0
②-①	-3	-3	-3	-3	-3

(10) 子育て援助活動支援事業(就学児対象のファミリー・サポート・センター事業)

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、様々な育児の手助けを行う事業です。

本町では、1市4町で構成される湖東定住自立圏共生ビジョンに基づき、有償による一時預かり育児サービスを提供しています。

■低学年

(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(計画値)	無し	無し	無し	無し	無し
②実績値	無し	無し	無し	無し	無し

■高学年

(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(計画値)	無し	無し	無し	無し	無し
②実績値	無し	無し	無し	無し	無し

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等の理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

本町では、各小学校区で実施しています。

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (計画値)	1年生	28	27	28	27	25
	2年生	32	32	32	31	29
	3年生	27	26	27	26	23
	4年生	14	14	13	12	12
	5年生	11	10	10	9	9
	6年生	3	3	2	2	2
	計	115	112	112	107	100
②実績値	1年生	30	37	27	31	29
	2年生	20	28	33	24	31
	3年生	12	15	25	27	16
	4年生	12	6	9	18	21
	5年生	2	6	4	5	10
	6年生	0	1	1	0	3
	計	76	93	99	105	110
②-①		-39	-19	-13	-2	10

(※令和6年度の数値は令和7年1月31日現在)

3. 第2期計画の施策評価

第2期計画の進捗について庁内調査を実施し、その結果をもとに施策評価を行ったところ、3つの基本目標における11施策全体の評価点は「79点」でした。

基本目標		評価点	基本施策	評価点
1	子どもの成長を支える 家庭・地域・学校の充実	84	1-1 家庭の子育て力の向上	100
			1-2 地域の子育て力の向上	83
			1-3 教育・学習の充実	79
			1-4 子育て交流とネットワーク化の促進	73
2	家庭と仕事の両立、 子育て支援の充実	66	2-1 子育てにかかる男女共同参画社会の 推進	53
			2-2 子どものための支援の充実	79
3	安心して子育てできる 社会環境づくり	87	3-1 子育て相談・支援体制の充実	93
			3-2 母子保健および医療の充実	82
			3-3 障がい児およびひとり親家庭への 支援充実	97
			3-4 子どもと子育て家庭が安心して 暮らす環境の充実	78
			3-5 子どもの人権尊重と児童虐待防止 ネットワークの充実	87

目標1 子どもの成長を支える家庭・地域・学校の充実

1-1 家庭の子育て力の向上

■取組状況

○家庭の子育て力の向上のため、保育園・幼稚園では子育て講演会および子育て講座、祖父母参観を実施しました。

■課題

●講座への参加率の向上が課題となっています。

1-2 地域の子育て力の向上

■取組状況

○保育園では交流会やおしゃべりサロン、学校では朝の声かけ運動や親子活動を通して、保護者同士の交流や子どもたちの成長を支援する取組を実施しました。

- 地域交流活動として、下校時の青パトの巡回や夏休み期間中の夜間に非行防止パトロールを実施しているほか、あいさつ・声かけ運動標語の募集および表彰を実施しました。
- 「中学生議会」を定例行事として開催しました。

■課題

- 集団活動が苦手な保護者への対応および朝の声かけ運動への参加率低下等、保護者同士のつながりを活性化する取組の充実が求められます。
- P T Aの会員数の減少とともに、P T A総会への参加者の減少が課題となっています。

1-3 教育・学習の充実

■取組状況

- 町内の保育園や小学校が情報共有しながら、5歳児と小学生との子ども同士の交流活動を実施しました。
- 中学校では、ローテーション授業やころんボード等、道徳教育の充実に取り組みました。
- 食育について、保育園・幼稚園では野菜の収穫やクッキング、小学校では食育授業、中学校では、SDGsや食育をテーマにした授業を実施しました。
- 隣保館では、若年失業者、フリーター等に向け、履歴書や面接についての指導等、安定就労に向けた助言や指導を行いました。

■課題

- 保幼小のつながりをより活性化する取組の充実が課題です。
- 子どもの悩み相談について、教育相談週間における教職員の時間の捻出が難しくなっています。
- 食育授業等で学んだことを実際の食生活に活かすため、各家庭の理解や協力が求められます。

1-4 子育て交流とネットワーク化の促進

■取組状況

- 子育て支援センターの各種事業を展開し、一時預かり等の子育て支援に取り組みました。
- 中学校では、校庭を地域スポーツクラブへ開放するほか、小学校では休日や祝祭日・平日に運動場や体育館を地域に開放し、安心安全な遊び場として機能しました。
- 子どもの貧困対策や地域交流の拠点の場として活用されるよう、社会福祉協議会と連携しながら、子ども食堂の設置および運営を支援しました。

■課題

- 校庭開放に伴う施設使用におけるルール、マナーの伝達が不十分です。
- 現在、子ども食堂は町内に2か所ありますが、さらに実施場所を増やす必要があります。

目標2 家庭と仕事の両立、子育て支援の充実

2-1 子育てにかかる男女共同参画社会の推進

■取組状況

- 男女共同参画意識の醸成を図るため、男女共同参画週間や研修会等をポスター掲載や町広報紙等を通じて啓発しました。
- 令和6年度から4歳～小学4年生までの親子を対象に、日曜日に男女共同参画親子料理教室を年2回実施予定です。

■課題

- 男女共同参画親子料理教室の実施については、令和6年度以降の実施継続の可否を慎重に検討する必要があります。

2-2 子どものための支援の充実

■取組状況

- 特定教育・保育施設の計画的な提供に向け、入所申込みを行い計画的に保育の提供を行うほか、湖東定住自立圏に位置付け、彦根市ファミリー・サポート・センターの広域利用を図りました。
- 保育園・幼稚園では、保護者への聞き取り等を通じた情報連携により、個々の子どもへの配慮事項を職員間で共通理解を図り、きめ細かなサービス提供につなげました。
- 児童手当・児童扶養手当支給をはじめ、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、令和4年度開始の「出産・子育て応援給付金」（令和7年度から「妊婦のための支援給付金」に名称変更）等、各種手当・費用助成の支給を実施しました。

■課題

- 近年、待機児童が出ており、喫緊の課題となっています。
- 保育士の人材確保および既存職員の専門性を高めるために、研修の充実が課題となっています。

目標3 安心して子育てできる社会環境づくり

3-1 子育て相談・支援体制の充実

■取組状況

- 令和4年度より電子回覧板アプリ「結ネット」を導入し、令和6年度より広報紙のリニューアルを行いました。
- 家庭内の暴力について、月1回の豊郷町人権擁護委員によるなんでも相談や面前DVについて保健福祉課での相談対応を実施しました。
- 子育て支援センター担当者と母子保健担当者が連携し、4か月児健診時に保護者へ子育て支援センターの案内をして、利用を促しました。

■課題

- 電子回覧板アプリ結ネットの登録者数の伸長が課題となっています。
- DV相談担当者と面前DV相談担当者で連携しながらの対応が求められます。
- 今後設置予定の「こども家庭センター」をはじめ、各機関の役割・連携について検討が必要です。

3-2 母子保健および医療の充実

■取組状況

- 妊娠届出時の面談や助産師の電話相談、出生届出時の保健師との面談等を実施し、令和5年度からは「伴走型相談支援^(※)事業」において、妊娠期から子育て期にわたる支援の充実を図りました。
- 健診や乳幼児相談を実施し、未受診児への訪問対応や必要時には保健師・助産師・管理栄養士による個別対応を実施しました。
- 養育支援が特に必要と認められる家庭に対し、保健師等が訪問するなど、相談・指導を実施しました。

■課題

- 乳幼児健診に必要性の認識の変化で未受診のまま年齢が次の健診に達したり、対象から外れる児がおり、課題となっています。
- 養育支援が必要と認められる家庭でも、困り感がない・介入に拒否的な保護者の同意が得られないケースへの対応が課題となっています。

3-3 障がい児およびひとり親家庭への支援充実

■取組状況

- 特別児童扶養手当等の支給については、障害者手帳（身体、療育）の取得時に制度説明を行い、手続きにつなげました。
- 障がいのある児童への療育について就学支援委員会等にて各学校からの報告を受け、外部機関と連携をとり支援を図りました。
- ひとり親家庭への家事・保育支援として、相談に応じて日常生活支援事業およびファミリー・サポート・センターを案内しました。

3-4 子どもと子育て家庭が安心して暮らす環境の充実

■取組状況

- 「子育てバリアフリー」に向けて、豊郷町通学路交通安全プログラムに基づいた交通安全施設の整備のほか、年間を通した青パトによる下校パトロールを実施しました。
- 小・中学校では、「結ネット」を通じた不審者情報の共有、保育園・幼稚園では一斉メールや手紙配布等を活用し、情報共有を図りました。
- 防犯や防災に関する緊急・危険度の高い情報について、防災行政無線を活用した周知・啓発を実施しました。

■課題

- 児童数減の状況に伴い、スクールガード登録者数も合わせて減少傾向であり、課題となっています。
- 「結ネット」未登録家庭への登録勧奨が必要です。

3-5 子どもの人権尊重と児童虐待防止ネットワークの充実

■取組状況

- 各学校・園において、保護者対象の人権研修や人権学習講座の実施、校内人権週間や人権学習講演会の実施等、人権啓発の充実を図りました。
- 児童虐待の予防について、虐待強化対応支援員を配置するほか、令和5年度から設置した子ども家庭総合支援拠点において対応を図りました。

■課題

- 継続的な取組の維持およびLGBTQをはじめとした、多様化する人権問題に対する人権学習の充実が求められます。
- 児童虐待防止に関する町職員全体に向けた研修に取り組めておらず、課題となっています。

4. 計画策定に向けた視点

次の視点に留意して、施策を展開します。

(1) “子どもの最善の利益”を尊重した教育・保育・子育て支援の推進

乳幼児期の育ち方はその子どもの一生の育ちに強く影響すると言われていますが、各保育園等の教育・保育事業や様々な子育て支援事業、各種健診や相談事業において、子どもの最善の利益が尊重される量と質の確保とサービスの提供に努めます。また、学童期・思春期においても健やかな育ちが約束される環境づくりをめざすため、小・中学校や放課後児童クラブ等の量と質の確保と施設や教育内容の充実を図っていきます。

(2) 保育ニーズの高まりへの対応と待機児童の解消

女性の就業率の高まりや共働き世帯の増加により、本町では少子化の傾向にあっても保育ニーズの高まりが見られます。

本町において、保育を必要としているけれども申込みに至らないようなケースも含め、潜在的な保育ニーズを的確に把握したうえで、受け皿整備等の対策を進めていくことが重要です。引き続き、保護者に「寄り添う支援」の実施等により、待機児童数ゼロの達成をめざして取組を進めます。

また、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が令和8年度から本格実施されることを踏まえ、今後も教育・保育施設の適切な量と質の確保を行っていくとともに、町内保育施設と連携しながら、保育士・教職員等の人材確保や資質向上に向けた取組に対応していきます。

(3) 育児に課題を抱える保護者への支援と相談体制の充実

育児に不安を抱えながらも周囲からのサポートが得られなかったり、育児ストレスをためこんだりするなど、児童虐待につながる可能性がある親や家庭への支援として、子育て世代包括支援センターと子育て支援センターの相談支援機能を一体化したこども家庭センターの設置および整備を進めます。また、関係機関・団体との情報共有を図ることで適切な支援を行います。

(4) 障がいのある子どもに対する支援の充実

障がいのある子どもに対して、就学前においては教育・保育施設における受け入れを充実するとともに、小・中学校から高等学校へとライフステージごとにつながりのある支援が受けられるよう、関係機関との連携や相談体制の強化を図ります。

(5) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

本町では、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近なところで相談に応じる伴走型相談支援と、出産・子育て応援給付金の支給を一体的に実施する「出産・子育て応援交付金事業」（令和7年度から「妊婦のための支援給付金」に名称変更）を実施しています。今後も町内に住所を有する全ての妊産婦・子育て世帯・子どもを対象に、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実し、妊娠・出産期・乳幼児期・学童期・思春期へと切れ目のない支援を行います。

(6) 子育てへの男女共同参画とワーク・ライフ・バランス^(※)の推進

子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女ともに保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や町全体で支援していくことが必要です。男女ともにゆとりある職業生活を送るとともに、家庭生活や地域生活との調和を図ることができるよう、多様な保育ニーズに対応した適切な教育・保育の提供の充実に努めます。

(7) 子どもの貧困の解消と家庭の経済的支援の維持・継続

子どもの貧困の解消とは、生まれ育った環境により子どもの将来が左右されない社会の実現をめざして、教育・生活・就労・相談・経済的支援や子どもの居場所づくり等に取り組むことです。

本町では、子育て家庭への様々な経済的負担の軽減を図るため、各種手当・助成を継続実施する中で、関係機関・団体と子育て家庭に関する情報を共有しながら支援をしていきます。

(8) 安心・安全な子育て環境の充実

子どもを交通事故や犯罪から守るため、保護者をはじめ地域住民や関係団体と連携し、通学路や生活道路における見守り体制の強化を図るとともに、歩道やガードレール等の整備や児童生徒に対する交通安全教育を推進します。

(9) 外国につながる子ども^(※)・子育て家庭への支援・配慮

本町では、社会増減（転出数と転入数の差）は年により増減が見られますが、昨今転入者が増加する中で、国際化の進展に伴う帰国子女や外国人の子ども等、外国につながる子ども・子育て家庭の増加が見込まれます。通訳または翻訳機の活用を検討するなど、該当する子育て家庭が教育・保育事業や子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、適切な支援を推進していきます。

第6章 基本理念と施策体系

1. 基本理念

◆本計画の基本理念◆

子ども・子育て 陽だまりのまち 豊郷

～全ての妊婦・子ども・子育て世帯への支援が行き届くまちをめざして～

第2期計画では、子どもを「豊郷の風土と歴史と未来を託すまちの宝」と位置付けたうえで、町全体の責務として子どもの健やかで伸びやかな成長を支援してきました。

その中で、子ども・子育て支援法の趣旨である「一人ひとりが個性ある存在として認められ、自己肯定感（自分という存在自体に、かけがえのない価値があると自覚すること）を持って育まれることが可能となる環境を社会全体で整備すること」、そして「地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること」との考えにのっとり、本町の大きな魅力である「子育てに喜びや楽しみを感じるまち」であり続ける決意を込めて、「子ども・子育て 陽だまりのまち 豊郷～子どもがたくましく育ち、親が子育てに喜びを感じるまち～」を基本理念に掲げ、子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくりに取り組んできました。

本町では、高齢化や少子化の進行に加え、共働き世帯や核家族の増加に伴い、家庭や地域における子育て環境は年々厳しさを増している状況です。また、本町では女性の就労率も全国並みに高まっているものの、出産・子育てを契機とする30歳代を中心とした就業率の落ち込みであるM字カーブも見られ、少子化の状況にあっても子育て支援施策のさらなる充実と、仕事と子育てを両立できる環境の整備を一層推進していく必要があります。

そのため、本計画においては、子どもがたくましく育ち、親が子育てに喜びを実現するという第2期計画のコンセプトをより深め、本計画を通して、子どもの最善の利益が優先される社会の実現と、誰もが安心して子どもを生み育てられ支援が行き届く環境づくりをめざし、「子ども・子育て 陽だまりのまち 豊郷～全ての妊婦・子ども・子育て世帯への支援が行き届くまちをめざして～」を基本理念として掲げることとします。

2. 基本目標

本町の基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を設定します。

目標1 全ての子どもの成長を支える家庭・地域・学校の充実

- 本町の社会環境を活かしながら、子どもが自己肯定感を持って成長し、社会的に自立することを支援する環境の向上を、家庭・地域・学校を中心に積極的に推進します。
- 親自身が子育ての大切さを認識し、子育てを通して親自身も成長することをめざす意識の醸成を図ります。

目標2 家庭と仕事の両立、子育て支援の充実

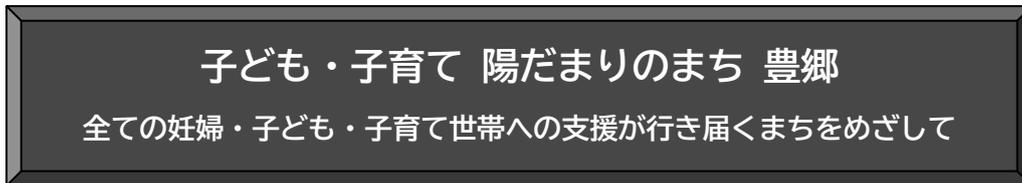
- 就労形態が多様化する中で、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の機運を高め、子育て環境の向上をめざします。
- 共働き家庭だけでなく、全ての家庭を支え、保護者が安心して子育てができる支援の充実を図ります。

目標3 安心して子育てできる社会環境づくり

- 子ども一人ひとりの人権が尊重され、国籍、性別、障がい、家庭の状況等により差別されることや、不利益を被ることなく、それぞれの個性と能力が活かされるよう、子どもの権利と利益を最大限に尊重する視点に立った施策の展開を図ります。
- 全ての子どもが健やかに成長するために、専門性の高い関係機関の一層の協力を得ながら、町全体で子ども自身と子育て家庭を応援する取組の充実を図ります。

3. 施策体系

◆計画の基本理念◆



基本目標	施策
1 全ての子どもの成長を支える家庭・地域・学校の充実	1-1 家庭の子育て力の向上
	1-2 地域の子育て力の向上
	1-3 教育・学習の充実
	1-4 子育て交流とネットワーク化の促進
2 家庭と仕事の両立、子育て支援の充実	2-1 子育てにかかる男女共同参画の推進
	2-2 子育てを支える支援の充実
3 安心して子育てできる社会環境づくり	3-1 子育て相談・支援体制の充実
	3-2 母子保健および医療の充実
	3-3 障がい児およびひとり親家庭への支援の充実
	3-4 子どもと子育て家庭が安心して暮らす環境の充実
	3-5 子どもの人権尊重と児童虐待防止ネットワークの充実

第7章 施策の展開

基本目標1 全ての子どもの成長を支える家庭・地域・学校の充実

1-1 家庭の子育て力の向上

【取組の方向】

子育て家庭に対して、各種情報提供や相談支援の充実を図るとともに、家庭教育の充実のために、子育て講演会や祖父母参観は、保護者が参加しやすいように、内容や時間を工夫するほか、保護者の興味関心に応じた内容を検討します。

【取組の内容】

①家庭の子育て力の向上

施策・事業	取組内容	所管
家庭教育講座の拡充	子育て講演会や祖父母参観等の実施を通して、家庭教育の啓蒙充実を図ります。	保育園 幼稚園

1-2 地域の子育て力の向上

【取組の方向】

保育園・幼稚園や学校における親子活動や地域交流の取組の促進を通じて、家庭や地域のつながりを強化します。

【取組の内容】

①近所の子どもと大人の関係づくりの促進

施策・事業	取組内容	所管
子ども会活動・PTA活動の推進	保育園：イベントや保育参観等において保護者と園の交流を深め、教養を高めるとともに、園と家庭との連携を密にし、保育の充実を図ります。 幼稚園：PTA会員全員が部会にわかれ、年間を通して活動、保護者交流の場ともなるように活動の推進を図ります。 学校：PTA活動や学校行事を通じた保護者と教職員とのコミュニケーションの機会を増やして、子どもの健全な育成に努めます。	保育園 幼稚園 学校

施策・事業	取組内容	所管
自治会単位で、地域の子どもを知る機会づくり	小中学生親子向けに、春・秋の花づくりコンクールを開催します（花づくりを通して共同作業を行う）。	教育委員会事務局 社会教育課

②子どもを交えた地域交流活動の促進

施策・事業	取組内容	所管
プレイリーダーの養成	共同生活を送ることによって技能や自立心を高めるため、小学5、6年生を対象に豊郷町通学合宿を実施します。	教育委員会事務局 社会教育課
青少年健全育成事業の推進	豊郷町青少年育成町民会議において、青少年育成の推進および非行防止パトロールを実施します。また、青少年育成大会における講演会および街頭での啓発活動に取り組みます。	教育委員会事務局 社会教育課
「あいさつ運動」の展開	あいさつ・声かけ運動標語の募集および表彰を行います。	教育委員会事務局 社会教育課
多世代による交流活動の充実	老人会と保育園・幼稚園との交流活動を実施し、体験的な学習を通して、祖父母世代と子どもたちとの交流を図ります。	保育園 幼稚園

③まちづくりに子どもが活躍できる機会の充実

施策・事業	取組内容	所管
「中学生議会」の充実	中学生が、自分たちのふるさとに関心と愛着を持ち、自分自身の意識の高揚とまちづくりへの参加意欲を高めるため、子どもの意思表明権実現の機会を提供する中学生議会の充実に努めます。	教育委員会事務局 総務課
地域行事への子どもの参画促進	子ども会活動や分館を通じ、地域の行事への参加を促進します。	教育委員会事務局 社会教育課

1-3 教育・学習の充実

【取組の方向】

保幼小連携の強化やキャリア教育^(※)の充実、人権・食育に関する活動の推進を図る中で、地域との連携を強化し、ボランティア等の協力を得ながら、交流活動や教育内容の充実を図ります。

【取組の内容】

①体験・交流型活動を中心とした教育の充実

施策・事業	取組内容	所管
子ども同士の交流活動の充実	<p>保育園・幼稚園：行事を通した子ども同士の交流、町内5歳児交流をはじめ、保幼小の交流により豊かな人間性を育みます。</p> <p>学校：校・園内における縦割り集団活動や、町内保幼小における5歳児交流等、保幼小の交流の充実に努めます</p> <p>隣保館：小学3年生を対象に交流会を行い、体験活動や遊び等を通じて、学区を超えての仲間意識の育成を図ります。</p>	<p>保育園 幼稚園 学校 隣保館</p>
自然体験活動の推進	「とよっ子探検隊」（小4、5、6年）による体験活動、「さとっこふれあい教室」（小1、2、3年）による交流活動を開催します。	教育委員会事務局社会教育課
就労観、社会観の育成	地域の企業等における職場体験の充実を図るとともに、子どもたちが、将来、社会的・職業的に自立できるよう、キャリア教育の充実に努めます。	学校
生命観・子育て観の育成と人権教育の充実	児童の人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、道德教育推進教員を中心にローテーション授業を導入するなど、全教員が協力して道德教育を展開します。	学校
郷土愛の育成	小・中学校において、文化財を活用した学習を開催します。	教育委員会事務局社会教育課
スポーツ活動の推進	スポーツ協会等と連携して各種スポーツ活動を実施します。	教育委員会事務局保健体育課

②学校保健・体育の充実

施策・事業	取組内容	所管
健やかでたくましい心とからだづくりの推進	生涯にわたって運動に親しむ資質や態度を育て、明るく豊かな生活を営む態度の育成に努めます。	学校

施策・事業	取組内容	所管
子どもの悩み相談の充実	生活アンケートや教育相談の実施およびスクールカウンセラー ^(※) 等の指導により、子どもに寄り添った指導の充実に努めます。	学校
学校給食等を通じた「食育」の推進	生涯を通じた健全な食生活の実現のため、食に関する知識と食を選択する判断力を身につける学習の充実に努めます。年齢別の食育計画をもとに、「食」への関心、意欲、感謝の気持ちが培われるように食育活動を推進します。また、食育授業や豊郷町で作られた農作物や特産物を実際に食べることにより、地産地消の大切さを学ぶ機会を提供します。	保育園 幼稚園 学校
学校保健における喫煙防止教育、飲酒、薬物乱用防止等に関する啓発の充実	保健分野等におけるゲストティーチャー等からの指導において、健康な生活と疾病の予防について児童生徒および保護者が、ともに理解を深めることができるように努めます。	学校

③図書館活動等の充実

施策・事業	取組内容	所管
「おはなし会」の充実	乳幼児から小学校低学年を対象におはなし会を実施します。子どもえいが会、人形劇、工作教室等、図書館事業の充実を図ります。	図書館
図書館と学校図書館の本の交流	保育園・幼稚園・学校、子育て支援センターへの図書資料の団体貸出配本を実施します。またボランティアを中心とした保育園・幼稚園・学校への出前おはなし会の実施等を通じて、学校図書館機能のサポートおよび学校図書館とのつながり強化を図ります。	図書館
住民や地域団体との連携	図書館だよりを発行し、図書資料の紹介を実施します。町内のおはなしボランティア「とんとんポケット」、「えほんばたけ」を中心に、子ども会等への出前おはなし会を実施します。	図書館

④若年失業者等の対策の充実

施策・事業	取組内容	所管
若年失業者、フリーター、ニート対策の充実	若年失業者、フリーター、ニートの人の希望に沿った就業の支援に努めるとともに、地域総合センター、職業安定所と連携を図りながら、支援策の充実および制度の周知に努めます。	隣保館

1-4 子育て交流とネットワーク化の促進

【取組の方向】

子育て支援センターを中心として、保護者同士の交流の場と緊急時の一時預かり等のニーズに対応します。

校庭・施設の開放による地域の遊び場の提供を図るほか、子どもの貧困対策や地域交流の拠点の場として活用されるよう、居場所としての子ども食堂の実施場所の増加に取り組みます。

【取組の内容】

①子育て交流活動等への支援拡充

施策・事業	取組内容	所管
子育て支援センターの強化	未就学児を子育て中の親子に対して、子育てひろばの企画実施、場の提供、相談・支援、各種教室の開催、情報発信（支援センターだより・予定表・広報等）、一時預かり保育を実施します。	教育委員会事務局総務課

②地域の遊び場および居場所づくりの充実

施策・事業	取組内容	所管
園庭開放、校庭開放の充実	地域の各種スポーツクラブ等の充実した活動のために、必要に応じ、各校・幼稚園のグラウンド等の施設開放に努めます。児童や保護者相互が交流できる安心安全な遊び場を提供します。	幼稚園 学校
ふれあいコンサートの実施	町内の乳幼児が、一堂に会して本物の音楽や劇等を鑑賞することにより、情操教育を推進します。	保育園 幼稚園 教育委員会事務局総務課
自然を利用した子どもの遊び場の促進	豊栄のさとおよびスポーツ公園の遊具点検・修繕を行い、自然を利用した近隣施設での幅広い遊びを応援します。	教育委員会事務局社会教育課
隣保館の開放	年間を通して、隣保館を開放し、「カレー食堂」「おやつ食堂」を実施するほか、宿題等の自主学習や自由遊び等、子どもたちが主体的に行動し、楽しく過ごすことができる環境を整備します。	隣保館
子ども食堂への支援	町内で実施されている子ども食堂の設置・運営を支援します。	保健福祉課

施策・事業	取組内容	所管
放課後児童クラブの充実	低学年・高学年に配慮した活動内容や運営プログラムの創意工夫等に向けて、小学校とも連携を図りながら、適切な改善を進めます。また、障がい児への対応については、研修機会の確保に努め、障がい児の個別対応をケース会議で情報を共有するなど適切な運営と併せ、小学校との連携を強化します。	教育委員会事務局総務課

基本目標2 家庭と仕事の両立、子育て支援の充実

2-1 子育てにかかる男女共同参画社会の推進

【取組の方向】

ワーク・ライフ・バランスの観点から、子育てと仕事の両立に向けた様々な支援を行います。

【取組の内容】

①子育てにかかる男女共同参画の推進

施策・事業	取組内容	所管
男女共同参画についての知識の普及と意識啓発の充実	男女共同参画意識の醸成を図るため、啓発物品の配布等を実施します。また、男性の育児休業の取得や子育てに関すること等の具体的な知識の普及に努めます。	人権政策課
家事、育児・介護等への男性参画の促進	4歳～小学4年生までの親子を対象に、男女共同参画料理教室を実施し、男性の参加を促す取組を検討します。また、町広報紙等を通じて、啓発を実施します。	人権政策課
休業中の保護者に対する情報提供の実施、産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	子ども・子育て支援法に基づき、産休・育休中の保護者の保育希望を把握するとともに、健診等の機会を通じて、保育サービスの情報提供を行います。また、復職後の入所希望者の申込みも受けつけ、女性活躍の一端を担います。	教育委員会事務局総務課

2-2 子育てを支える支援の充実

【取組の方向】

子育て家庭のニーズに応じた様々な子育て支援サービスや育児相談等の充実を図るほか、ひとり親世帯も含めた子育て家庭への各種経済的負担の軽減を図ります。

【取組の内容】

①子ども・子育て支援事業の実施

施策・事業	取組内容	所管
特定教育・保育施設の計画的な提供	年次計画に基づき入所申込みを行う中で、計画的な保育の提供を図ります。	教育委員会事務局総務課
地域子ども・子育て支援事業の計画的な提供	年次計画に基づき、保護者の意向を考慮した計画的な提供を図ります。	教育委員会事務局総務課 保健福祉課 医療保険課
利用者支援事業	教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるように、利用者支援事業を「基本型」「特定型」「母子保健型」の3つの型で取り組みながら、「こども家庭センター型」への移行準備にも取り組みます。	教育委員会事務局総務課 医療保険課 保健福祉課
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行う援助会員と育児の援助を受けたい依頼会員をファミリー・サポート・センターがつなぎ、子育てを支援します。 本町では、湖東定住自立圏に位置付け、彦根市ファミリー・サポート・センターの広域利用を図ります。	保健福祉課
延長保育事業	町内の教育・保育施設で早朝・夕方の延長保育を実施しています。利用ニーズに対応できるように、関係機関と協議しつつ、適切に事業運営を行います。	教育委員会事務局総務課 保育園
病児保育事業	子どもが発熱等の急な病気となったときや、その回復期に、専用スペースで保育を行う事業です。	保健福祉課
一時預かり保育事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる事業です。	教育委員会事務局総務課
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者の育児疲れ、育児不安等の身体上または精神上の理由により、緊急に児童の保護が必要となった場合に、当該児童を一時的に児童養護施設等において養育および保護します。	保健福祉課

②子ども・子育て支援事業運営の充実

施策・事業	取組内容	所管
職員・教員の資質向上と人的配置の充実	各種研修への積極的な参加の呼びかけや、保育士確保に向け創設した事業において、人員の充実に努めます。	教育委員会事務局総務課
保育園保護者会や幼稚園PTA活動の促進	保護者会やクラス別懇談会、保護者懇談会、親子活動を通して保護者の交流の場となるように活動の促進を図ります。また、研修会や交流会を開催する中で保護者間相互の交流を深め、教養を高めます。	保育園 幼稚園
教育・保育施設等におけるアレルギーや障がい児への対応強化	個別指導計画に基づき、家庭、園と連携を図りながら対応し、個別支援計画がしっかり学校につながるように努めます。一人ひとりを大切にきめの細かい対応の充実に努め、職員会議等を通じて職員間での共通理解に努めます。	保育園 幼稚園
民間保育園への支援体制の充実	民間保育園での保育体制を支援するため、各種補助事業を展開し、子どもの安全を確保するための老朽化した施設の整備等、ハード面の支援を行います。	教育委員会事務局総務課
放課後児童クラブ指導員の資質向上と人的配置の充実	業務委託の検討を進める中で、各種研修への積極的な参加の呼びかけと安定的な人材確保に努めます。	教育委員会事務局総務課

③各種手当・費用助成の支給

施策・事業	取組内容	所管
児童手当支給事業	子育て家庭における生活の安定と児童の健全な育成を図るため、児童を養育する人に手当を支給します。令和6年度より大幅な制度の見直しが行われており、主な変更点は、所得制限の撤廃、高校生年代まで延長、多子加算（第3子以降3万円）等となっています。引き続き国の制度に沿って実施していきます。	保健福祉課
児童扶養手当支給事業	父母の婚姻解消等により、ひとり親となった家庭の親等が、児童を監護・養護している場合、その父、母または養育者に手当を支給します。引き続き国の制度に沿って実施していきます。	保健福祉課
小・中学校の就学援助	経済的理由により、就学困難な学齢児童生徒に対して必要な援助を行います。	教育委員会事務局学校教育課

施策・事業	取組内容	所管
乳幼児(子ども)医療費助成事業	乳幼児から高校生世代までの医療費の助成を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを行います。	保健福祉課
ひとり親家庭医療費助成事業	医療費の助成を行うことにより、ひとり親家庭の保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを行います。	保健福祉課
障害者医療費助成事業	町単独で令和6年から精神障害者保健福祉手帳2級保持者も対象とするなど、医療費の助成を行うことにより、障がいのある人の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを行います。	保健福祉課
小・中学校入学助成金支給事業	子育て世帯の経済的負担を軽減し、若者世代の定住促進に資するものとして、小・中学校に入学する際に、保護者に支給します。	教育委員会事務局総務課
小・中学校の学校給食費無償化	子育て世帯の経済的負担を軽減し、若者世代の定住促進に資するものとして、義務教育期間の学校給食費を無償化します。	教育委員会事務局総務課
妊婦のための支援給付金事業	妊娠届出をした妊婦1人につき5万円(出産応援給付金)を、出生した子どもを養育する母親(養育者)に対して子ども1人につき5万円(子育て応援給付金)を支給します。	保健福祉課

基本目標3 安心して子育てできる社会環境づくり

3-1 子育て相談・支援体制の充実

【取組の方向】

豊郷町の子育て情報の周知を含むシティプロモーション^(※)活動を強化し、様々なツールを使った町民へのタイムリーな情報発信に努めます。

今後、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的相談機関として、こども家庭センターの設置を進めます。

【取組の内容】

①情報提供の充実

施策・事業	取組内容	所管
広報の充実等、情報の利用のしやすさの改善	毎月定例広報紙の発行、点字版および音声テープ版の同時発行、町ホームページ、電子回覧板アプリ「結ネット」による発信等により、子育て相談・支援体制の情報の周知に取り組みます。より利用しやすいようにアプリを導入しています。 【主な広報内容】 広報「とよさと」毎月第2金曜日発行、毎月発行（定例号）5・1月発行（特別号）、お金の使いみち、中学生議会（特集号）	企画振興課
住民との協働による、子育てに関する情報誌やマップの作成・更新	作成した「移住のススメ」の子育て安心マップおよび暮らしの便利帳の保育園等の概要の活用に取り組み、さらなる内容の充実を図ります。	企画振興課
休業中の保護者に対する情報提供の充実	保護者の育休明けの復職等による年度途中からの保育園入園申込み等、保護者の意向に沿った入園調整を行うとともに、情報の周知に取り組みます。	教育委員会事務局総務課

②相談支援体制の充実

施策・事業	取組内容	所管
総合窓口の充実強化	0～15歳までの総合窓口と他機関や専門職の連携の検討に取り組みます。また、必要に応じて、子育て支援センターやスクールカウンセラーが対応します。	保健福祉課 医療保険課 教育委員会事務局総務課

施策・事業	取組内容	所管
家庭内の暴力についての相談支援の充実	個人のプライバシーに配慮した相談しやすい環境を構築し、個々のケースに合わせて子ども家庭相談センターおよび各関係機関との連携を充実します。	保健福祉課 人権政策課
子育てネットワークの一本化の推進	相談者のニーズに合った支援や、地域全体での支援体制構築のため、子育て世代包括支援センターと子育て支援センターの相談支援機能を一体化したこども家庭センターの設置および整備を進めます。	医療保険課 教育委員会事務局 総務課

3-2 母子保健および医療の充実

【取組の方向】

母性ならびに乳幼児の健康の保持増進を図るため、保健指導、健康診査、医療その他必要な事業を実施します。また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供を目的に、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整等を実施します。

【取組の内容】

①母子保健および医療の充実

施策・事業	取組内容	所管
母親の産前産後の心とからだの健康づくりの支援	妊娠届出時の面談や妊娠期間中の電話・相談、出生届出時の面談および出生児全数訪問等を実施します。さらに、令和5年度からは「伴走型相談支援事業」を開始しており、今後も、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実に努めます。また、妊娠期や出産後の妊産婦・新生児の健診・検査等について費用を一部助成し、医療や支援が必要な方を早期に発見し、支援につなげます。	医療保険課
乳幼児健康診査の実施	個別健診として1か月児健診、集団健診として4か月児・10か月児・1歳6か月児・2歳6か月児・3歳6か月児健診を実施します。未受診児に対しては、訪問や園との連携により安否確認を行うなど、保護者に寄り添いながら子どもの発育・発達を支援します。	医療保険課
母子保健事業における相談・指導の充実	月2回乳幼児相談等の相談支援を実施し、保健師・助産師・管理栄養士が個別に面談を行います。	医療保険課

施策・事業	取組内容	所管
	また、通訳または翻訳機の活用の検討や、転入児家庭への全数訪問または面談における子育て支援情報提供および必要に応じた関係機関との連携に努めます。	
離乳食教室の実施	4か月・10か月健診時の離乳食指導、乳幼児健康相談・栄養相談での個別指導を実施します。	医療保険課
定期予防接種の実施	定期予防接種について、適切に接種できるよう、出生届出時や新生児訪問、乳幼児健診等の機会を活用し、接種勧奨を行います。 また、接種対象時期の乳幼児健診や就学前健診時には、接種状況の確認や接種勧奨を個別に実施します。	医療保険課
歯科保健の推進	乳幼児健診時の歯科指導や校園フッ化物洗口事業の実施等、保育園・幼稚園・学校との連携を図り、子ども自身が自分の歯を大切にしていけるよう歯科保健指導を継続します。	医療保険課
新生児訪問	全ての出生児家庭を訪問し、児の発達・発育、子育てに関する情報の提供ならびに、乳児およびその保護者の状況や養育環境を把握し、養育についての相談・援助を実施します。	医療保険課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要と認められる家庭に対し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を実施します。	医療保険課
乳幼児期における発達支援の充実	乳幼児健診等において、言語や社会性等の精神発達面の課題が見受けられる子どもについて、相談指導事業等を通して子どもや保護者への支援を行います。また必要に応じて保健師や園・学校等が関係機関と連携を図りつつ支援を継続します。	医療保険課
療育相談の実施	乳幼児健診等で精密検査が必要な場合、地域の専門医療機関や滋賀県立病院（小児保健医療センター）において対応します。	医療保険課
産後ママほっと（産後ケア）事業	心身の状態に応じた保健指導療養に伴う世話、育児に関する相談支援を必要とする母子に対して、医療施設において、ショートステイ（宿泊）やデイケア（日帰り）等の事業を実施します。	医療保険課

3-3 障がい児およびひとり親家庭への支援の充実

【取組の方向】

障がいのある児童のいる世帯およびひとり親世帯に対する経済的支援を行います。また、障がいに関する地域や関係者への理解を進め、障がいの有無に関わらず、暮らしやすいまちづくりを進めます。

【取組の内容】

①障がい児を持つ家庭への支援

施策・事業	取組内容	所管
特別児童扶養手当の支給	国の制度に基づき、精神や身体に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護する父や母、または児童と同居し監護する養育者に支給されます。引き続き国の制度に沿って実施します。	保健福祉課
障害児福祉手当の支給	施設入所や公的年金等を受給していない20歳未満の方で、政令で定める程度の重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時介護を要する在宅の障がいのある子どもに障害児福祉手当を支給します。	保健福祉課
地域活動との連携強化	障がい児が成人になっても地域で暮らせるよう、幼児期から地域で支えていきます。	保健福祉課 医療保険課
障がい児への療育の充実	障がいのある児童生徒の個別の教育支援計画の作成、合理的配慮と基礎的環境整備の充実に努めます。 また、就学までの療育の場として、愛知・犬上郡で「愛犬つくし教室」を実施します。 さらに、乳幼児健診等において、療育等支援の必要性があると考えられる児童については、療育教室等の福祉サービスの情報提供や入所手続きをはじめとした様々な支援を行います。保護者の意向を尊重しつつ、関係機関が連携・協力し、より効果的なサービスが提供できるよう支援します。	教育委員会事務局 学校教育課 保健福祉課 医療保険課

②ひとり親家庭への支援

施策・事業	取組内容	所管
ひとり親家庭への経済的支援	児童扶養手当の制度説明や貸付制度の周知・広報を図ります。	保健福祉課
ひとり親家庭の親への就労支援の充実	隣保館の職業安定協力員や湖東健康福祉事務所の就労支援事業と連携し、就労支援事業を充実します。	保健福祉課 人権政策課
ひとり親家庭への家事・保育支援の充実	滋賀県母子福祉のぞみ会の日常生活支援事業およびファミリー・サポート・センター事業の周知・普及を図ります。	保健福祉課

3-4 子どもと子育て家庭が安心して暮らす環境の充実

【取組の方向】

子どもや子育て家庭が日常利用する道路環境の整備を実施するほか、子ども110番の家や防犯パトロールの実施および防災行政無線を活用した情報発信により、子どもたちの安全を守るための施策や地域との連携を強化します。

【取組の内容】

①まちの「子育てバリアフリー」推進

施策・事業	取組内容	所管
道路環境の整備と交通安全の推進	豊郷町通学路交通安全プログラムに基づき、道路付属物の修繕（カーブミラー、区画線等）、歩道整備、グリーンベルト設置を推進します。	地域整備課

②児童虐待防止ネットワークの充実

施策・事業	取組内容	所管
「子ども110番の家」の子どもへの周知	「子ども110番の家」の協力者の募集を継続して行う中で、学校を通じて地図入りのチラシを全校生徒に配布するとともに、学校に地図入りポスターを掲示します。	教育委員会事務局 社会教育課
防犯パトロールの充実	登下校時の子どもたちの安全を確保するため、年間を通して青パトによる下校パトロールおよび年4回の犬上少年センターと連携した街頭補導を実施します。	教育委員会事務局 社会教育課 総務課 隣保館

施策・事業	取組内容	所管
子どもの安全対策の推進	各校園、子育て支援センターにさすまたを設置し、不審者対策を実施します。	教育委員会事務局 学校教育課 学校 幼稚園 保育園
登下校時の安全対策の推進	<p>小学校：スクールガードや老人会をはじめとした、地域で活動する団体による登下校時の見守りを実施します。また、住民の子どもに対する見守りの意識向上を啓発し、普段の生活の場における住民の「ながら見守り」を推進します。</p> <p>学校教育課：不審者情報等の共有を行い、必要であれば巡回を行います。</p>	教育委員会事務局 学校教育課 小学校
防犯灯の設置	<p>各字内は字要望により「防犯灯設置事業費補助金」の活用により防犯灯を設置します（新設、既設柱添架、老朽化取替）。</p> <p>各字間は要望により町が設置します。</p>	総務課
不審者情報等のお知らせ	不審者情報の迅速な周知のため、一斉メールの送信または手紙配布、配信アプリ等で情報共有を図るとともに、必要に応じて、教職員が町内パトロールを行います。	保育園 幼稚園 学校
緊急情報対策の促進	防犯や防災に関する緊急・危険度の高い情報について、防災行政無線を活用した周知・啓発を実施します。	総務課

3-5 子どもの人権尊重と児童虐待防止ネットワークの充実

【取組の方向】

子育て家庭に対して、各種情報提供や相談支援の充実を図るとともに、専門職による支援や関係機関との連携による支援に取り組みます。

【取組の内容】

①「子どもの人権」を守る意識啓発

施策・事業	取組内容	所管
子どもの人権についての意識啓発の充実	一般、学校、企業から人権啓発作文・ハートフルデザインを募集し、優秀作品は啓発冊子「あけぼの」に掲載することで、人権の意識啓発を図ります。	教育委員会事務局 社会教育課
各学校・園における人権啓発の充実	保育園・幼稚園：保護者対象の人権研修でペアレント・トレーニングの実施や、職員による人権学習講座への参加を行います。 学校：校内人権週間・人権の日の設置や全校生徒を対象にした人権学習講演会の実施をする中で、多様化する人権問題に対する人権学習の充実を図ります。また、道徳の授業を中心に、学校生活全般において、人権教育を行います。	保育園 幼稚園 学校

②子どもを守る、地域防犯・防災体制の充実

施策・事業	取組内容	所管
要保護児童対策地域協議会の体制強化	支援体制構築のため、虐待対応専門員等の専門的な対応のできる職員の配置および関係機関との連携を強化します。	保健福祉課
児童虐待防止に関する啓発の推進	児童虐待の予防として、関係機関との連携および虐待に関する通告義務等の周知徹底を図ります。	保健福祉課
児童虐待防止に関する研修の充実	要保護児童対策地域協議会構成機関に所属する職員等に対して研修を実施し、スキルアップに努めます。	保健福祉課
不登校対策の充実	不登校対策の支援員・相談員の配置の促進・継続により、相談環境を整備します。	教育委員会事務局 学校教育課 学校
こども家庭センターの設置・整備	妊産婦・乳幼児の健康の保持および増進に関する包括的な支援および全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで対応するため、専門の知識を持った職員や設備を備えた、「子ども家庭総合支援拠点」機能を含んだこども家庭センターの設置および整備を進めます。	保健福祉課

第8章 量の見込みと確保方策

1. 教育・保育および子育て支援サービスの提供区域

- 教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域です。（子ども・子育て支援法第61条第2項）
- 教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件、教育・保育の整備状況等を総合的に勘案したうえで、市町村が独自に設定します。
- 教育・保育提供区域は、本町において、地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲になります。なお、運用に当たって本町では以下のように決めました。

地域子ども・子育て支援事業	提供区域
(1) 利用者支援事業	町全域
(2) 地域子育て支援拠点事業	町全域
(3) 妊婦健康診査	町全域
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	町全域
(5) 養育支援訪問事業	町全域
(6) 子育て短期支援事業	町全域
(7) ファミリー・サポート・センター事業	湖東定住自立圏
(8) 一時預かり事業	町全域
(9) 延長保育事業	町全域
(10) 病児・病後児保育事業	湖東定住自立圏
(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育）	小学校区
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	町全域
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	町全域
(14) 子育て世帯訪問支援事業	計画期間内に実施を見込まない
(15) 児童育成支援拠点事業	計画期間内に実施を見込まない
(16) 親子関係形成支援事業	計画期間内に実施を見込まない
(17) 妊婦等包括相談支援事業	町全域
(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	町全域
(19) 産後ケア事業	県全域

2. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

就学前児童への教育・保育事業については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供します。

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設（確保方策）	区域設定
1号	3～5歳児	保育の必要性に該当しない	幼稚園	町全域
2号	3～5歳児	保育の必要性に該当	保育園	
3号	0～2歳児		保育園・地域型保育事業※	

※「地域型保育事業」とは

定員がおおむね19人以下の小規模な施設で、対象年齢は0～2歳児です。家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの事業区分があります。なお、町では現在のところ未実施となっています。

(1) 1号認定（3～5歳児／認定こども園の幼稚園機能を利用）

現在、1号認定の児童（3～5歳児）を受入れ可能な施設は、豊郷幼稚園の1か所となっています。引き続き、子育て家庭の多様なニーズに応えられるよう、量と質の確保に取り組みます。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	47	49	46	47	44
確保方策（提供量）	47	49	46	47	44

(2) 2号認定（3～5歳児／認定こども園の保育所機能を利用）

現在、2号認定の児童（3～5歳児）を受入れ可能な施設は、愛里保育園（公立）および崇徳保育園（私立）の2か所となっています。子どもの人口は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加や核家族化による保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	91	94	89	91	85
確保方策（提供量）	91	94	89	91	85

(3) 3号認定（0～2歳児／認定こども園・地域型保育事業を利用）

現在、3号認定の児童（0～2歳児）を受入れ可能な施設は、愛里保育園（公立）および崇徳保育園（私立）の2か所となっています。子どもの人口は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加や核家族化による保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。なお、以下の表では、国の定めにより、0歳児、1歳児、2歳児の区分で表を作成しています。

(人)

3号認定（0歳児）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		5	5	5	5	5
確保方策 (提供量)	特定教育・ 保育施設	5	5	5	5	5
	地域型保育 事業	0	0	0	0	0

(人)

3号認定（1歳児）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		18	21	20	20	19
確保方策 (提供量)	特定教育・ 保育施設	18	21	20	20	19
	地域型保育 事業	0	0	0	0	0

(人)

3号認定（2歳児）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		28	21	24	23	23
確保方策 (提供量)	特定教育・ 保育施設	28	21	24	23	23
	地域型保育 事業	0	0	0	0	0

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じて計画に記載し実施する事業であり、次の各事業が定められています。

	対象事業
地域子ども・子育て支援事業	(1) 利用者支援事業
	(2) 地域子育て支援拠点事業
	(3) 妊婦健康診査
	(4) 乳児家庭全戸訪問事業
	(5) 養育支援訪問事業
	(6) 子育て短期支援事業
	(7) ファミリー・サポート・センター事業
	(8) 一時預かり事業
	(9) 延長保育事業
	(10) 病児・病後児保育事業
	(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育）
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
	(14) 子育て世帯訪問支援事業
	(15) 児童育成支援拠点事業
	(16) 親子関係形成支援事業
	(17) 妊婦等包括相談支援事業
	(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
	(19) 産後ケア事業

※(14)～(19)の事業は新規事業であり、本計画から量の見込みと確保方策を記載します。

(1) 利用者支援事業

子どもやその保護者、または妊娠している者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

本町では、教育委員会事務局総務課を「特定型」、子育て支援センターを「基本型」として事業実施に向けて取り組みます。さらに、令和7年度以降、母子保健と児童福祉が一体的に相談支援を行う機関として、妊産婦・乳幼児の健康の保持および増進に関する包括的な支援ならびに全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して虐待への予防的対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応することを目的として、「こども家庭センター」を設置することとしており、保健師等の専門的な職員が連携しながら、相談支援に取り組みます。

(か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定型	1	1	1	1	1
基本型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関※	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	0	1	1	1	1

※利用者支援事業（基本型）の財政支援を受けていない地域子育て相談機関も含む。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。ただし、国が定める開設日数等の実施形態を満たす必要があります。

本町では、子育て支援センターの遊びのひろば、子育てひろばが該当し、今後も当該事業の適切な運営に努めます。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5,339	4,980	5,140	4,980	4,941
確保方策（提供量）	5,339	4,980	5,140	4,980	4,941

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

今後も母子健康手帳の交付時に受診券を配布して助成を継続し、健康診査の受診を啓発・推奨していきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	対象人数(人)	60	60	59	59	59
	健診回数(回)	476	476	464	464	464
確保方策 (提供量)	対象人数(人)	60	60	59	59	59
	健診回数(回)	476	476	464	464	464

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる世帯の全ての家庭に保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。全ての家庭を訪問することを目標として、事業を継続していきます。

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み		42	40	40	39	39
確保方策 (提供量)		42	40	40	39	39

(5) 養育支援訪問事業

児童への育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭で抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図るための事業です。

全ての子どもの健やかな育ちが約束されるよう、今後も当該事業の適切な運営に努めます。

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み		17	17	17	17	17
確保方策 (提供量)		17	17	17	17	17

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ショートステイとは、病気や看護、冠婚葬祭等、育児疲れ等で一時的に子どもの養育が困難となった場合、児童養護施設等で子どもを預かる事業です。当該事業を必要とされる方に対して提供できるよう、児童養護施設等と連携して確保に努めます。

また、トワイライトステイとは、保護者が仕事等により平日の夜間または休日に不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、夕食、入浴の世話等を行う事業です。なお、本町では、トワイライトステイについて、実施の予定はありません。

(人日)

ショートステイ	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	24	24	24	24	24
確保方策（提供量）	24	24	24	24	24

(7) ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、助け合う組織です。互いに助けたり助けられたりしながら子育てを支援するための会員間の橋渡しを、ファミリー・サポート・センターが担います。必要な人が利用できるよう、登録会員を増やすとともに、ファミリー・サポート・センター事業の周知を行います。

本町では、湖東定住自立圏域で広域実施しており、引き続き保護者のニーズや地域の実情を把握しながら、必要量を確保します。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策（提供量）	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

国の定めにより、①認定こども園の幼稚園機能を利用する在園児を対象とした預かり保育と、②認定こども園の幼稚園機能を利用する在園児の預かり保育以外の一時預かりの区分で、量の見込みと確保方策を検討しています。

子育て家庭の一時預かりのニーズに応えられるよう、引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

① 一時預かり事業（幼稚園型）

本町では現在、幼稚園の一時預かりは実施していません。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策（提供量）	0	0	0	0	0

② 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的な預かりや保育等を行う事業です。

本町では、令和2年度より子育て支援センターで保護者の疾病等による緊急時や育児疲れの解消等、保育に対する需要に対応しています。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	31	31	30	30	29
確保方策（提供量）	31	31	30	30	29

(9) 延長保育事業

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日および時間において、認定こども園で保育を実施する事業です。

本町では、愛里保育園（公立）および崇徳保育園（私立）の2か所で実施しており、共働き家庭・ひとり親家庭等の保育ニーズに応えられるよう、引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		10	9	9	9	9
確保方策 （提供量）	人	9	9	9	9	9
	か所数	2	2	2	2	2

(10) 病児・病後児保育事業

子どもが病気の回復期にあり、自宅での保育が困難な場合の受け皿となる病後児保育事業について、陽光こども園で実施しています。保護者のニーズに適切に対応できるよう円滑な実施を図ります。

本町では、湖東定住自立圏域で実施しており、引き続き保護者のニーズや地域の実情を把握しながら、必要量を確保します。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策（提供量）	0	0	0	0	0

(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が仕事で昼間に自宅にいないなど、放課後に子どもだけで過ごす状況にある小学生を預かり、生活の場や適切な遊びの場を提供するサービスです。

今後も、共働き世帯やひとり親家庭の保育ニーズの高まりを受け止め、子どもが放課後を安心・安全に過ごし多様な体験や活動ができるよう、当該事業の量と質の確保に努めます。

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	24	18	19	16	20
	2年生	16	19	14	15	13
	3年生	14	12	14	10	11
	4年生	8	7	6	7	5
	5年生	3	3	3	2	3
	6年生	0	0	0	0	0
	計	65	59	56	50	52
確保方策 （提供量）	定員(人)	80	80	80	80	80
	実施か所数	2	2	2	2	2

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難な家庭の子どもに対し、認定こども園等において保護者が実費で支払う日用品や文房具、副食材料費等の費用の一部を補助する事業です。

本町では、現在のところ本計画期間中に実施の予定はありません。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量を拡大するため、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園において特別な支援が必要な子どもの受入れ体制構築の支援を行う事業です。

本町では、現在のところ本計画期間中に実施の予定はありません。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童およびその保護者、特定妊婦、支援を要するヤングケアラー^(※)等を対象として世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。具体的な援助の例として、調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言等が挙げられます。

本町では、本計画期間中に実施を見込みません。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策（提供量）	0	0	0	0	0

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象として、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。具体的な例として、居場所の提供、食事の提供、生活リズムの調整、学習支援、関係機関との調整等が挙げられます。

本町では、本計画期間中に実施を見込みません。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策（提供量）	0	0	0	0	0

(16) 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童およびその保護者等を対象として、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等にに応じた支援を行う事業です。具体的な例として、講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレント・トレーニング）等が挙げられます。町では、本計画期間中に実施を見込みません。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策（提供量）	0	0	0	0	0

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その他の配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

本町では、妊娠届出時の面談、妊娠8か月ごろのアンケート、乳児家庭全戸訪問により妊婦等への情報提供や相談に取り組んでいます。

(回)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数	42	40	40	39	39
	1組あたり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	126	120	120	117	117
確保方策（提供量）		126	120	120	117	117

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

子どもを中心に、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するため、認定こども園等の施設において、乳幼児であって満3歳未満の子ども（既に特定教育・保育施設等に入所している乳幼児は除く）に適切な遊びと生活の場を与えるとともに、乳幼児とその保護者の心身の状況および養育環境を把握するための当該保護者との面談ならびに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和8年度からの全国的な本格実施に向けて、必要な体制を整備していきます。

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	-	1	1	2	2
	確保方策 (提供量)	-	1	1	2	2
1歳児	量の見込み	-	1	1	3	3
	確保方策 (提供量)	-	1	1	3	3
2歳児	量の見込み	-	1	1	3	3
	確保方策 (提供量)	-	1	1	3	3

※当該事業は、令和8年度以降に新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられる予定。

(19) 産後ケア事業

出生後1年まで母親が身近な地域で安心して育児を行い、子どもが健やかに成長できるよう、医療機関や助産所等において、母子への心身のケアや育児等の支援を行います。

本町では、出産後1年以内の女子および新生児・乳児に対して短期入所（ショートステイ）型と通所（デイサービス）型のサービスを提供します。

(人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	ショートステイ	1	1	1	1	1
	デイサービス	1	1	1	1	1
確保方策 (提供量)	ショートステイ	1	1	1	1	1
	デイサービス	1	1	1	1	1

第9章 計画の推進について

1. 計画の推進体制

(1) 行政の推進体制

- 本計画は、保健・医療・福祉・教育・学習・就労・雇用・交通・住宅・環境等、様々な分野に関わることから、計画推進に関わる庁内組織の充実・強化を図るとともに、関係部局間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。
- 本町が単独で実施する事業のほかに広域的な取組等については、国・県・近隣市町との連携・協力を深めながら、幅広い対応に努めていきます。

(2) 住民との協働の推進

- 町全体での計画推進に向けて、家庭、地域、学校、そして、「子育て」「子育て」に関わって主体的に活動する住民団体・グループ、社会福祉協議会、民生委員児童委員、ボランティア・NPO、企業・事業者等、多くの関係機関・団体の協力が不可欠です。
- このため、これらの個人・団体等と相互に連携を図り、計画の着実な推進に向けて取り組みます。また、計画内容の広報と啓発を図り、本計画の基本理念への理解と計画推進への協力を求める働きかけを行います。

2. 計画の点検・評価・改善

(1) 子ども・子育て会議の運営

- 計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標を基に毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

(2) 計画の公表、住民意見の反映

- 本計画に基づく取組や事業の進捗状況を町ホームページ等で広く公表し、住民への計画への関心を高めます。
- アンケート等を通して住民意見を把握し、住民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

資料編

1. 豊郷町子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 6 月 21 日条例第 20 号)

改正 平成 29 年 3 月 27 日条例第 11 号

令和 5 年 6 月 27 日条例第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 3 項の規定に基づき、豊郷町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員に関する事。
- (3) 豊郷町子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 豊郷町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項および当該施策の実施状況を調査審議する事。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 20 名以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命し、または委嘱する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験者
- (4) 町民から公募する者
- (5) その他町長が適当と認める者

2 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第 5 条 会議に会長および副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会事務局総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営その他に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月27日条例第11号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月27日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊郷町子ども・子育て会議条例は、令和5年4月1日から適用する。

2. 豊郷町子ども・子育て会議委員名簿

区分	No.	所属	氏名
関係団体	1	民生委員児童委員協議会	安田 誠兵衛
	2	民生委員児童委員協議会	西山 洋子
	3	民生委員児童委員協議会	藤川 照代
	4	社会福祉協議会	清水 一平
	5	PTA 連絡協議会	玉城 邦明
	6	ひまわり会	吉田 協輝
	7	豊郷小学校	○上松 仁
	8	豊郷幼稚園	大和 高成
	9	愛里保育園	小野 淳
	10	崇徳保育園	◎氏原 貴久男
	11	子育て支援センター	野瀬 千秋
	12	放課後児童クラブ	前田 未穂
	13	医療保険課	小西 直美
関係行政機関	14	湖東広域衛生管理組合	孫 超
	15	湖東健康福祉事務所	竹内 英司

※◎…会長、○…副会長

3. 用語の解説

【ア行】

■隘路（あいろ）

狭くて通行の困難な道。または、物事を進める上で妨げや支障となるもの。

■インクルージョン

全ての人のニーズを包括し、一体的に支援を行う体制。

【カ行】

■外国につながる子ども

国籍を問わず、文化的・言語的に多様な背景を持つ子どもたちのこと。親は外国籍であるが日本国籍を有する子どもや、自身が外国籍であるが国籍の国よりも日本での生活が長い子ども等を含む。

■核家族

世帯構造のひとつ。核家族世帯とは、夫婦のみの世帯、夫婦とその未婚の子のみの世帯、ひとり親とその未婚の子のみの世帯を指す。

■キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育て、発達段階に応じた様々な立場や役割の中で、自分らしい生き方を考えていく教育のこと。

■子育て支援拠点

本町では豊郷小学校旧校舎群内で実施しており、各種あそびコーナーや子育てひろばの開催、イベント、情報発信等を平日午前8時30分から午後5時15分の間で行っている。

■こども基本法

全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざして、子どもに関する取組を社会全体で推進していくための基本法として、令和5年4月に施行された法律。

■子ども・子育て関連3法

平成24(2012)年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を子ども・子育て関連3法と言う。

■コーホート変化率法

1歳以上は、特殊な人口変動がないと仮定し、その「変化率（過去5年の平均値）」を求め、それを乗ずることによって将来人口を求める。また、0歳は、出産該当年齢の女性とその年

に生まれた子どもの割合（子ども女性比）を求め、それを乗ずることによって将来の出生人口を求める。過去や将来に特殊な人口変動要因がない場合の比較的近い将来の人口推計等に使用する。

【サ行】

■シティプロモーション

地域の魅力を内外に発信し、その地域へヒト・モノ・カネを呼び込み地域経済を活性化させる活動のこと。

■スクールカウンセラー

いじめや不登校等の対策として、子ども、保護者、教師の相談にのるために、学校に配置されている臨床心理士等の専門家のこと。

【ハ行】

■伴走型相談支援

妊娠期から出産・子育てまで一貫して、身近で相談に応じて様々なニーズに即した必要な支援を行うこと。

■不登校児童生徒

学校を30日以上欠席したもの（病気欠席を除く）のこと。

【ヤ行】

■ヤングケアラー

家族の介護・看病・世話等について、大人と同程度の負担で、長期間、日常的に行っている子どものこと。

【ラ行】

■ライフステージ

人の一生における年齢に伴う変化を、いくつかの段階に区切って考える場合のそれぞれの段階のことで、成長段階（幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期）や節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職、他）等によって区分される。

【ワ行】

■ワーク・ライフ・バランス

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。この実現のため、フレックスタイム、育児・介護のための時短・休暇、在宅勤務、テレワーク等が導入されている。

4. 計画策定の経緯

日 付	事 項	概 要
令和6年4月8日～	アンケート調査の実施	就学前世帯： 令和6年4月8日～4月22日 小学生世帯： 令和6年4月8日～4月22日
令和6年8月26日	令和6年度 第1回豊郷町子ども・子育て会議	◆会長および副会長の選出 ◆子ども・子育て支援事業計画 およびニーズ調査の概要に ついて ◆第2期計画の実績値および 計画の体系の検討
令和6年12月23日	令和6年度 第2回豊郷町子ども・子育て会議	◆子ども・子育て支援事業計画 の素案の検討について
令和7年1月7日～ 1月27日	パブリックコメント募集期間	住民からの意見を広く取り入 れ、計画を策定するために実施
令和7年2月19日	令和6年度 第3回豊郷町子ども・子育て会議	◆子ども・子育て支援事業計画 の承認

第3期豊郷町子ども・子育て支援事業計画
「豊郷町子ども・子育て陽だまりプラン」

発行：豊郷町

編集：豊郷町教育委員会事務局

〒529-1169 犬上郡豊郷町石畑 375 番地

TEL 0749-35-8131 FAX 0749-35-4575

発行年月：令和7年3月

